令和7年度

国民健康保険事業概要



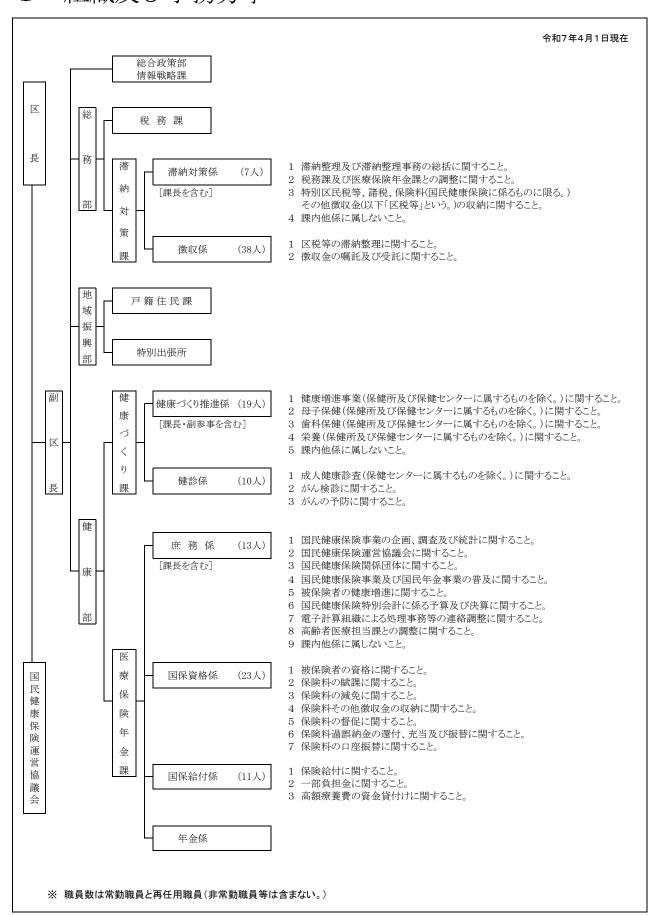
新宿区健康部医療保険年金課

目次

1	組織	みび事務分掌	1
2	国民	健康保険運営協議会	2
	(1)	審議事項	2
	(2)	委員定数······	2
	(3)	委員の任期	2
	(4)	運営協議会委員名簿	2
	(5)	開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	被保	。 除者····································	4
	(1)	国民健康保険の被保険者と適用除外	4
	(2)	70 歳以上の国民健康保険被保険者の一部負担割合	4
	(3)	介護保険第2号被保険者	4
	(4)	外国人への国民健康保険適用	4
	(5)	被保険者数の推移及び加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(6)	資格取得•喪失状況	7
	(7)	被保険者の年齢階層別構成図	9
	(8)	旧ただし書き所得階層別世帯数・被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
4	保険	i給付······	10
	(1)	給付の種類	10
	(2)	給付の割合	13
	(3)	療養の給付費年度別推移及び給付状況	14
	(4)	療養費等の年度別推移及び支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(5)	医療費(療養給付費・療養費等合計)の年度推移	16
	(6)	高額療養費の支給状況及び年度別推移	18
	(7)	高額介護合算療養費の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(8)	出産育児一時金・葬祭費の年度別推移	18
	(9)	結核・精神医療給付金の年度別推移	19
	(10)	傷病手当金の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(11)	不当利得・第三者行為・公害補償の年度別推移	19
	(12)	一部負担金減免の年度別推移	19
	(13)	高額療養費資金貸付基金運用状況の年度別推移	20
	(14)	医療費通知の年度別推移	20
	(15)	ジェネリック医薬品差額通知の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

5	保険	料	21
	(1)	保険料率等	21
	(2)	保険料率等の推移	21
	(3)	保険料決算数値	22
	(4)	保険料の年度別収納状況・一人当たり保険料額の年度推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(5)	納付方法別収納状況	23
	(6)	保険料の口座振替(自動払込)加入世帯数	24
	(7)	保険料の減免状況	25
	(8)	保険料の減額措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(9)	保険料滞納世帯数	26
	(10)	滞納処分の状況	27
6	保健	事業	28
	(1)	特定健康診查•特定保健指導	28
	(2)	歯科健康診查•後期高齢者歯科健康診查	29
	(3)	糖尿病性腎症等重症化予防事業	29
	(4)	生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業	29
	(5)	受診行動適正化指導事業	30
	(6)	保養施設利用助成	31
	(7)	残薬調整バッグ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
7	趣旨	普及	32
	(1)	冊子の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(2)	ポスターの掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(3)	「広報新宿」への掲載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(4)	インターネットによる案内	32
8	国民	健康保険事業費納付金	33
9	標準	保険料率	33
10	財政	······································	34
	(1)	国民健康保険特別会計歳入歳出決算年度別推移	34
	(2)	国民健康保険特別会計歳入歳出決算対前年度比較表	35
	(3)	被保険者一人当たり歳入歳出決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
11	新宿	区国民健康保険のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
附	表	国民健康保険の数値で見る変遷(昭和34年度から令和6年度まで)	52

1 組織及び事務分掌



2 国民健康保険運営協議会

新宿区国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項に基づき設置された区長の附属機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。

(1) 審議事項

- ア 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- イ療養の給付の充実及び改善に関すること。
- ウ保険料の賦課徴収方法に関すること。
- エ アからウまでのほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(2) 委員定数

ア	被保険者を代表する委員	9人以内
1	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	9人以内
ウ	公益を代表する委員	9人以内
工	被用者保険等保険者を代表する委員	3人以内

(3) 委員の任期

1期3年

(4) 運営協議会委員名簿

任期 令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

(令和7年5月23日現在)

1丁分] 117	14年12月1日から日本	HI 1171 00 H 50 V	•	(月1月1 千 3 万 2 3 日 2011)				
代表 区分	氏名	備考	代表 区分	氏名	備考			
被保険者代表委員(9名)	石井 根井 イ 大 真 大 大 兵 大 中 井 十 日 中 大 十 十 日 十 十 日 十 十 日 十 十 ま 十 ま 十 ま き も き き き き き き き き き き き き き き き き き		公益代表委員(9名)	野口 晴子 大津 唯 渡辺 清人 三沢 ひで子 渡辺 みちたか 野もと あきとし 佐藤 佳一 山口 おる 古畑 まさのり	大学教員 大学教議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会			
代表委員(9名)	岡部 星野藤 震 震 震 震 震 震 武 武 武 武 武 変 谷 川 関 大 本 ボ 世 世 本 本 博 本 博 本 ボ 東 東 東 本 本 は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	医師 医師 医師 医師 医師 女科医師 女科医師 女科医師 女科医師 薬剤師	保険者代表委員(2名)被用者保険等	君塚 辰夫 大石 昇	健康保険組合 健康保険組合			

(5) 開催状況

年度	回数	開催日	議題
3	第1回	令和3年12月18日	 (諮問】 新宿区国民健康保険条例及び規則の一部改正について (未就学児の均等割保険料の軽減措置、民法の一部を改正する法律の公布等に伴う対応、有効期間切れとなった国民健康保険証等の取扱い、傷病手当金の支給対象期間) 【報告】 保健事業報告 新宿区国民健康保険データヘルス計画 中間評価の実施について 新宿区国民健康保険の現状と課題
	第2回	令和4年2月26日 ※	【諮問】 ・ 新宿区国民健康保険料率の改定について
4	第1回	令和4年12月17日 ※	 新宿区国民健康保険条例及び規則の一部改正について (健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴う対応、出産育児一時金の 支給申請における留意点に関する対応、国民健康保険法施行規則上の記載事項として 性別を規定していない様式の対応、雇用保険受給資格通知の発行に伴う対応) 【報告】 保健事業報告 新宿区国民健康保険の現状と課題
	第2回	令和5年3月11日 ※	【諮問】 新宿区国民健康保険料率の改定について 低所得者の保険料の軽減判定所得の改定について 出産育児一時金の支給額の改定について
	第1回	令和5年8月26日	【諮問】国民健康保険料の産前産後期間の免除措置について地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の引用条項の変更に対する対応について【報告】新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画の骨子案について
5	第2回	令和5年12月16日	【諮問】新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康 診査等実施計画(素案)について【報告】新宿区国民健康保険の現状と取組み(令和5年度)
	第3回	令和6年3月9日	【諮問】新宿区国民健康保険料率の改定について低所得者の保険料の減額基準の改定について退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う関係規定の整備について【報告】新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画の策定について
	第1回	令和6年8月31日	【諮問】 ・ マイナンバーカードの健康保険証の一体化に伴う条例・規則の改正について
6	第2回	令和6年12月21日	【報告】 • 令和6年12月2日以降に交付する国民健康保険に関する書類について • 新宿区国民健康保険の現状と課題 • 令和7年度仮係数に基づく東京都の保険料等算定結果について
	第3回	令和7年3月15日	【諮問】 ・ 新宿区国民健康保険料率の改定について ・ 低所得者の保険料の減額基準の改定について ・ 国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応について ・ 申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正について

[※] 通常開催のほか、書面決議による参加も可能とした。

3 被保険者

(1) 国民健康保険の被保険者と適用除外

国民健康保険法第 5 条の規定により、都内に住所を有する者は、東京都が都内の区市町村とともに行う 国民健康保険の被保険者となる。ただし、次の適用除外に該当する者は、被保険者とならない。

- ア 健康保険・船員保険・国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合等の被保険者及び被扶養者(国 民健康保険法第6条第1号から第7号まで)
- イ 後期高齢者医療制度の被保険者(国民健康保険法第6条第8号)
- ウ 生活保護世帯 (国民健康保険法第6条第9号)
- エ 国民健康保険組合の被保険者(国民健康保険法第6条第10号)
- オ 児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若 しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定により扶養義務者のいないもの(児童福祉法 に規定する入所給付決定保護者のいる者を除く。新宿区国民健康保険条例第4条)
- カ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者のうち、別に区長が 定める基準に該当するもの(新宿区国民健康保険条例第4条の2)
- キ その他特別の理由がある者で、厚生労働省令(国民健康保険法施行規則第1条)で定めるもの(国民健康保険法第6条第11号)

(2) 70 歳以上の国民健康保険被保険者の一部負担割合

国民健康保険被保険者で70歳以上の方(後期高齢者医療制度の対象ではない方)は、70歳に到達した翌月(誕生日が月の初日の場合は誕生月)から後期高齢者医療制度の適用を受けるまでの間、保険医療機関等について療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の割合が2割または3割となる。

(3) 介護保険第2号被保険者

新宿区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者

(4) 外国人への国民健康保険適用

昭和 60 年度までは、日本国籍を有しない者については、①難民条約の適用を受ける難民、②日韓協定に基づく永住許可を受けている者、③市町村が条例で定める国の国籍の者だけが国民健康保険の適用対象となっていた。

昭和 61 年 4 月 1 日からは、外国人登録を受け、出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格を もって在留する者で 1 年以上の在留期間を決定された外国人に、国民健康保険が適用されることになっ た。

また、住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月9日から外国人も住民票に記載され、国民健康保険の加入要件は従来の原則「1年以上の在留期間決定者」から「3か月超の在留期間決定者」となった。ただし、住民票に記載されない外国人(資料等により在留期間の始期から起算して3か月を超えて滞在すると認められる場合を除く。)及び医療・観光・保養目的等の滞在者には適用されない。

(5) 被保険者数の推移及び加入状況

ア 年度別推移及び加入状況(全体)

(各年度3月末日現在)

	新宿	i X	国民健康	保険加入者	加	一世帯当たり	
年 度	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	被保険者数
	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(%)	(%)	(人)
27	211,155	335,510	79,367	103,782	37.59	30.93	1.31
28	214,559	339,339	78,700	101,429	36.68	29.89	1.29
29	217,006	342,867	76,982	98,236	35.47	28.65	1.28
30	220,063	346,425	75,843	95,795	34.46	27.65	1.26
元	220,769	347,570	72,578	91,097	32.88	26.21	1.26
2	219,505	344,577	70,360	88,031	32.05	25.55	1.25
3	217,244	340,877	67,509	84,112	31.08	24.68	1.25
4	223,897	346,313	70,052	85,200	31.29	24.60	1.22
5	227,830	349,318	71,247	85,162	31.27	24.38	1.20
6	231,643	352,395	72,244	85,265	31.19	24.20	1.18

^{*} 平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、平成24年度からは新宿区世帯数に外国人世帯が含まれる。

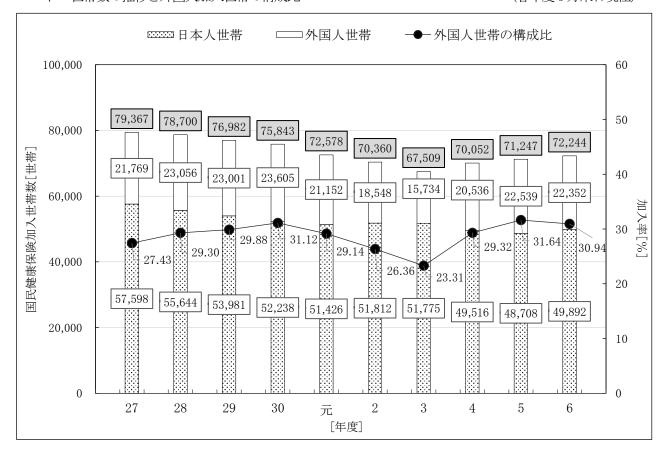
- (注1) 新宿区世帯数=住民基本台帳世帯数(各年度4月1日現在)
- (注2) 人口=住民基本台帳人口+外国人登録人口(各年度4月1日現在)

アの再掲 年度別推移及び加入状況(外国人のみ)

	新宿	区	国民健康	保険加入者	加	一世帯当たり		
年 度	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	被保険者数	
	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(%)	(%)	(人)	
27	31,100	38,596	21,769	25,326	70.00	65.62	1.16	
28	33,126	41,016	23,056	26,725	69.60	65.16	1.16	
29	33,598	41,704	23,001	26,540	68.46	63.64	1.15	
30	33,881	42,157	23,605	26,032	69.67	61.75	1.10	
元	31,863	40,219	21,152	23,041	66.38	57.29	1.09	
2	28,665	36,354	18,548	19,905	64.71	54.75	1.07	
3	25,612	33,155	15,734	16,712	61.43	50.41	1.06	
4	31,608	39,829	20,536	21,198	64.97	53.22	1.03	
5	35,025	43,691	22,539	22,771	64.35	52.12	1.01	
6	38,386	47,526	22,352	24,426	58.23	51.40	1.09	

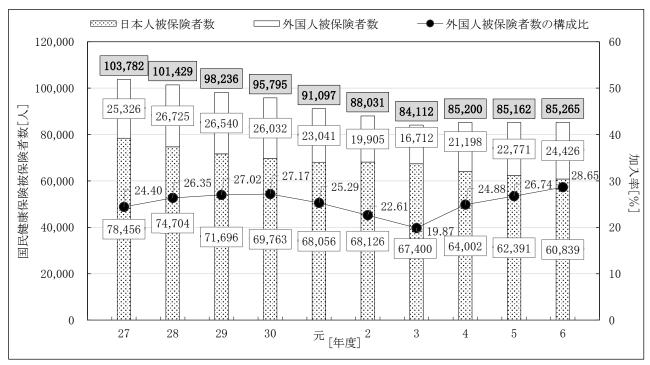
イ 世帯数の推移と外国人加入世帯の構成比

(各年度3月末日現在)



ウ 被保険者数の推移と外国人被保険者数の構成比

(各年度3月末日現在)



工 被保険者内訳年度別推移

(各年度3月末日現在)

	•	八十次万五四万					(11/20)	
				被係	験者内訳()	<u>()</u>		
年度	被保険者数 (人)	一般 被保険者数	(再掲) 介護 2 号 被保険者	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	退職被保険 者等数
27	103,782	102,698	33,204	2 , 603	22,221	8,633	1,655	1,084
28	101,429	100,856	31,732	2,488	21,531	8,316	1,655	573
29	98,236	97,971	30,625	2 , 311	20,827	8,861	1,696	265
30	95,795	95,724	30,044	2,159	19,893	8,936	1,779	71
元	91,097	91,087	29,152	1,975	19,412	9,385	1,876	10
2	88,031	88,031	28,966	1,821	19,297	9,737	1,920	0
3	84,112	84,112	28,515	1,738	18,669	9,619	1,745	0
4	85,200	85,200	27,202	1,558	17,170	8,484	1,702	0
5	85,162	85,162	26,798	1,429	16,116	7,735	1,407	0
6	85,265	85,265	26,247	1,275	15,233	6,932	1,426	0

(6) 資格取得・喪失状況

ア 資格取得事由別内訳年度別推移

事		由	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27
転		入	20,931	19,824	22,242	12,178	15,810	20,125	21,245	10,996	11,397	12,326
構	成	比	66.68%	64.60%	68.28%	53.13%	58.23%	66.41%	66.85%	35.55%	36.68%	39.21%
社	保離	脱	9,588	9,884	9,519	9,744	10,245	9,054	8,411	8,029	7,786	7,801
構	成	比	30.54%	32.20%	29.22%	42.51%	37.73%	29.88%	26.46%	25.96%	25.06%	24.81%
生	保 廃	止	204	170	166	194	210	177	159	174	193	197
構	成	比	0.65%	0.55%	0.51%	0.85%	0.77%	0.58%	0.50%	0.56%	0.62%	0.63%
出		生	192	209	240	279	333	339	311	345	404	398
構	成	比	0.61%	0.68%	0.74%	1.22%	1.23%	1.12%	0.98%	1.12%	1.30%	1.26%
後其	胡高齢離	脱	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
構	成	比	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
そ	の	他	476	604	409	525	555	608	1,656	11,388	11,293	10,717
構	成	比	1.52%	1.97%	1.26%	2.29%	2.04%	2.01%	5.21%	36.81%	36.34%	34.09%
合		計	31,391	30,691	32,576	22,921	27,153	30,304	31,782	30,932	31,073	31,439
増		減	700	△1,885	9,655	△4,232	△3,151	△1,478	850	△141	△366	1,706
増	減	率	2.28%	△5.79%	42.12%	△15.59%	△10.40%	△4.65%	2.75%	△0.45%	△1.16%	5.74%

[※] 平成29年度まで入国は「その他」に含まれる。平成30年度より入国は「転入」に含まれる。

イ 資格喪失事由別内訳年度別推移

(各年度3月末日現在)

_		_	-									_
事		由	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27
転		出	15,427	14,818	13,805	12,290	14,103	17,785	16,891	15,783	15,105	14,698
構	成	比	49.30%	48.23%	43.84%	45.79%	46.67%	50.81%	49.36%	46.25%	45.19%	44.63%
社	保加	入	10,258	10,400	11,443	9,247	9,172	10,468	9,616	9,943	10,180	9,858
構	成	比	32.79%	33.84%	36.34%	34.45%	30.35%	29.91%	28.10%	29.14%	30.46%	29.93%
生	保 開	始	376	422	472	402	518	413	345	440	473	454
構	成	比	1.20%	1.37%	1.50%	1.50%	1.71%	1.18%	1.01%	1.29%	1.41%	1.38%
死		亡	353	348	388	360	386	354	375	385	423	423
構	成	比	1.13%	1.13%	1.23%	1.34%	1.28%	1.01%	1.10%	1.13%	1.26%	1.28%
後其	胡高齢加	八	2,339	2,506	2,758	2,136	1,551	1,903	2,210	2,126	2,289	2,066
構	成	比	7.48%	8.16%	8.76%	7.96%	5.13%	5.44%	6.46%	6.23%	6.85%	6.27%
そ	の	他	2,535	2,235	2,622	2,405	4,489	4,079	4,786	5,448	4,956	5,438
構	成	比	8.10%	7.27%	8.33%	8.96%	14.86%	11.65%	13.97%	15.96%	14.83%	16.51%
合		計	31,288	30,729	31,488	26,840	30,219	35,002	34,223	34,125	33,426	32,937
増		減	559	△759	4,648	△3,379	△4,783	779	98	699	489	3,280
増	減	率	1.82%	△2.41%	17.32%	△11.18%	△13.66%	2.28%	0.29%	2.09%	1.48%	11.06%

^{※ 「}その他」には、職権喪失、国保組合加入等が含まれる。

ア 資格取得一資格喪失事由別増減数等の年度推移

事 由	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27
転入·転出	5,504	5,006	8,437	△112	1,707	2,340	4,354	△4,787	△3,708	△2,372
社 保 離脱·加入	△670	△516	△1,924	497	1,073	△1,414	△1,205	△1,914	△2,394	△2,057
生 保 廃止•開始	△172	△252	△306	△208	△308	△236	△186	△266	△280	△257
出生•死亡	△161	△139	△148	△81	△53	△15	△64	△40	△19	△25
後期高齢者 離脱•加入	△2,339	△2,506	△2,758	△2,135	△1,551	△1,902	△2,210	△2,126	△2,289	△2,066
その他	△2,059	△1,631	△2,213	△1,880	△3,934	△3,471	△3,130	5,940	6,337	5,279
合 計	103	△38	1,088	△3,919	△3,066	△4,698	△2,441	△3,193	△2,353	△1,498

(7) 被保険者の年齢階層別構成図

(各年度 3 月末日現在)

年齢		6		5		4		3
11- 图7	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
0~4	890	1.04%	972	1.14%	1,085	1.27%	1,211	1.44%
5~9	1,039	1.22%	1,104	1.30%	1,173	1.38%	1,225	1.46%
10~14	1,141	1.34%	1,156	1.36%	1,276	1.50%	1,310	1.56%
15~19	3,608	4.23%	3,300	3.87%	2,858	3.35%	1,698	2.02%
20~24	11,730	13.76%	11,239	13.20%	10,749	12.62%	8,439	10.03%
25~29	11,989	14.07%	11,366	13.34%	10,584	12.42%	9,574	11.38%
30~34	7,353	8.62%	7,100	8.34%	7,031	8.25%	7,022	8.35%
35~39	5,765	6.76%	5,856	6.87%	5,875	6.90%	6,201	7.37%
40~44	5,127	6.01%	5,319	6.24%	5,494	6.45%	5,870	6.98%
45~49	5,063	5.94%	5,185	6.09%	5,514	6.47%	5,952	7.08%
50~54	5,550	6.51%	5,604	6.58%	5,650	6.63%	5,926	7.05%
55~59	5,194	6.09%	5,24 3	6.16%	5,161	6.06%	5,279	6.28%
60~64	5,442	6.38%	5,380	6.32%	5,472	6.42%	5,520	6.56%
65~69	6,857	8.04%	6,879	8.08%	6,938	8.14%	7,202	8.56%
70~74	8,517	9.99%	9,459	11.11%	10,340	12.14%	11,683	13.88%
計	85,265	100.00%	85,162	100.00%	85,200	100.00%	84,112	100.00%

(8) 旧ただし書き所得階層別世帯数・被保険者数

ロをおり事を記	6		5		4		3	
旧ただし書き所 得階層	世帯数(世帯)	被保険者数 (人)						
0円	32,865	35,761	32,110	35,244	29,463	32,646	25,565	28,886
100万円以下	10,704	12,898	11,042	13,470	11,410	14,051	13,102	16,340
200 万円以下	7,728	9,926	7,925	10,256	8,137	10,547	9,403	12,418
300万円以下	3,975	5,315	4,113	5,613	4,066	5,714	4,446	6,288
400万円以下	2,095	2,905	2,098	2,974	2,055	2,949	2,178	3,242
500万円以下	1,179	1,683	1,128	1,647	1,205	1,797	1,164	1,833
600万円以下	715	1,030	745	1,112	813	1,233	732	1,204
700万円以下	528	801	560	846	570	911	504	819
800万円以下	339	542	348	574	480	771	384	645
900万円以下	261	425	282	482	372	606	254	441
1,000 万円以下	221	343	210	326	343	553	168	285
1,000 万円超	1,442	2,473	1,313	2,343	1,497	2,640	1,238	2,354
不明(未申告)	10,192	11,163	9,373	10,275	9,641	10,782	8,371	9,357
計	72,244	85,265	71,247	85,162	70,052	85,200	67,509	84,112

[※] 被保険者数は、世帯に属する被保険者の数。

^{※ 0}円欄には、簡易申告による所得把握人数を含む。

4 保険給付

本章(3)~(7)、(9)及び(10)の表は「令和6年度事業状況報告書(事業年報)」(以下、「年報」という。) による。

年報は、決算額から徴収金等(不当利得、第三者行為、公害補償、戻入未済)を控除したものである。

(1) 給付の種類

ア 療養の給付

国民健康保険被保険者が疾病・負傷した場合、保険医療機関に被保険者証等を提示し、一部負担金を支払うことで、次の給付を受けられる。

診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護。

イ 療養費の支給

次の事項に該当した場合、申請後、その内容を審査し、国保負担割合分(7 割~8 割)が払い戻される。

- ① 緊急その他やむをえない理由等により、保険証、マイナ保険証または資格確認書を持たずに治療を受けたとき。
- ② コルセットなど治療用装具について、医師が治療のために必要と認めたとき。
- ③ 骨折・ねんざにより柔道整復師の施術を受けたとき。
- ④ はり・灸・マッサージにより施術を受け、医師の同意があるとき。
- ⑤ 海外で保険診療に該当する治療等を受けたとき(治療目的の渡航は対象外)。

ウ 移送費の支給

医師が必要と認めた重病人の緊急移送等のためにかかった費用を支給する。

エ 高額療養費の支給

世帯で1か月に支払った医療費から自己負担限度額を差し引いた額を支給する(食事代、差額ベッド代等は除く)。

- ① 1か月ごと(月の1日から末日まで)
- ② 医療機関ごと(医科と歯科は別)
- ③ 入院ごと、外来ごと
- ④ 患者ごと
- ⑤ 外来の院外処方で薬局に支払った金額は、処方せんを出した医療機関での一部負担額と合算

70 歳未満の方が複数の医療機関等で受診した場合、上記、①~⑤の条件を満たし、21,000 円以上 (国民健康保険法で定めている基準の金額) になったとき合算対象とする。

70歳未満の自己負担限度額(1か月あたり)

区分	所得要件※1	過去1年間に1回~3回	4回目以降※2
(ア)	所得が 901 万円を超える世帯	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた額の1%分が加算 252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140, 100 円
(1)	所得が 600 万円超え〜901 万円 以下の世帯	167, 400 円 医療費が 558, 000 円を超えた場合は、 その超えた額の 1 %分が加算 167, 400 円+(医療費-558, 000 円)×1 %	93, 000 円
(ウ)	所得が 210 万円超え〜600 万円 以下の世帯	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた額の1%分が加算 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44, 400 円
(工)	所得が 210 万円以下の世帯	57,600円	44, 400 円
(才)	住民税非課税世帯	35, 400 円	24,600 円

- ※1 所得とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いたもの。1人でも所得不明者がいる世帯は、所得が 901万円を超える世帯となる。
- ※2 受診のあった月以前の12か月以内に自己負担限度額を超えた受診が3回以上の場合の4回目以降の限度額
- ※ 厚生労働大臣の定める特定疾病については、自己負担限度額は10,000円(上表の区分(ア)、(イ)の人工透析については、自己負担限度額は20,000円)

70歳以上の場合、はじめ外来(個人ごと)のみの限度額にあたる「外来A」を適用し、その後、世帯での限度額である「外来+入院B」を適用し自己負担額を計算する(この計算方法は、区分が一般・II・IIの方のみ)。

70~74歳の自己負担限度額(1か月あたり)

			•		
		自己	·	去1年間に1回~3回	4回目以降
区分	所得要件※1	負担 割合	外来 A (個人ごと)	外来十入院 B (世帯単位で外来と入院が複数あった場合は合算)	* 2
現役並みⅢ	住民税の課税標準額が 690万円以上の世帯			(医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた額の1%を加算)	140,100円
現役並みⅡ	住民税の課税標準額が 380万円以上690万円未満 の世帯	3割	167,400 円+	(医療費が 558,000 円を超えた場合は、 その超えた額の 1%を加算)	93,000 円
現役並み I	住民税の課税標準額が 145万円以上380万円未満 の世帯		80,100 円+	(医療費が 267,000 円を超えた場合は、 その超えた額の 1%を加算)	44,400円
一般	住民税の課税標準額が 145万円未満の世帯	0 生山	18,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円	44,400円
П	(十尺) おおり (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2割	9,000 Ⅲ	24,600 円	
I	住民税非課税の世帯		8,000円	15,000 円	

- ※1 課税標準額とは総所得金額等から、各種所得控除を差し引いた額。
- ※2 受診のあった月以前の12か月以内に自己負担限度額を超えた受診が3回以上の場合の4回目以降の限度額 (区分が一般の場合、Bの自己負担額を超えた受診が3回以上あったときの4回目以降の限度額)。

オ 高額介護合算療養費の支給

国民健康保険・介護保険両方を利用する世帯の負担が重くならないよう、前年の8月から7月までの1年間にかかった国民健康保険と介護保険の自己負担額(既に支給されている高額療養費又は高額介護(予防)サービス費を除く。)を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。平成26年8月から、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮したうえで、高額療養費の所得区分及び自己負担限度額(算定基準額)等をきめ細やかに設定する改正が行われた。

平成20年4月からの自己負担限度額推移

	所得要件	平成20年4月~	平成26年8月~	平成27年8月~	平成30年8月~
	旧ただし書所得 901万円超	126万円	176万円	212万円	212万円
	旧ただし書所得 600万円超~901万円以下	126万円	135万円	141万円	141万円
70歳未満	旧ただし書所得 210万円超~600万円以下	67万円	67万円	67万円	67万円
	旧ただし書所得 210万円以下	67万円	63万円	60万円	60万円
	住民税非課税	34万円	34万円	34万円	34万円
	課税所得690万円以上				212万円
	課税所得380万円以上690万円未満				141万円
70 - 74塔	課税所得145万円以上380万円未満	67万円	67万円	67万円	67万円
70~74歳	課税所得145万円未満	56万円	56万円	56万円	56万円
	住民税非課税	31万円	31万円	31万円	31万円
	住民税非課税(所得が一定以下)	19万円	19万円	19万円	19万円

カ 入院時食事療養費の支給(平成18年4月1日から、1日単位を1食単位に変更)

入院中の食事については、(1 食につき)標準負担額を自己負担し、その超えた額を支給する。世帯全員が住民税非課税の場合、標準負担額減額認定証を提示すると、一般の標準負担額から減額される。

ただし、令和7年3月31日までの食事に対しては、()内の金額。 [標準負担額]

- ① 住民税課税世帯 510円 (490円)
- ② 住民税非課税世帯のうち90日目までの入院 240円 (230円)
- ③ 住民税非課税世帯のうち90日を超える入院 190円 (180円)
- ④ 住民税非課税世帯で減額認定証「I | の方 110円

キ 入院時生活療養費の支給(平成18年10月1日から)

療養病床に入院する65歳以上(平成18・19年度は70歳以上)の方の食費・居住費について、次の 金額を控除した額を支給する。

ただし、令和7年3月31日までの食費・居住費に対しては、()内の金額。

区分	食費(1食あたり)+居住費(1日あたり)
住民税課税世帯※	510円+370円 (490円+370円)
70歳未満で住民税非課税 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅱ	240円+370円 (230円+370円)
70歳以上で住民税非課税世帯 I (所得が一定基準以下)	140円+370円

[※] 医療機関の施設基準などにより510円(490円)ではなく、470円(450円)の場合がある。

ク 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出生児一人につき、50万円を支給する。

給付の対象は妊娠 85 日以上で死産・流産の場合を含む。出産等の日に被保険者の資格を有していることが必要である。

ケ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対して、7万円を支給する。

コ 結核・精神医療給付金の支給

結核医療給付金とは、通院で結核医療(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の適用)を受けている住民税非課税の被保険者に対し、自己負担分相当額(医療費の5%)を支給するもの。

精神医療給付金とは、通院で精神医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条の適用)を受けている住民税非課税の被保険者に対し、自己負担分相当額(医療費の10%又は負担上限額)を支給するもの。

サ 傷病手当金の支給

国民健康保険に加入している被用者(勤務先から給料等の支給を受けている)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、労務に服することができなかった期間について、給与等の一部を支給するもの。なお、上記感染症拡大の影響による特例措置であるため、適用期間については、令和5年5月7日までとする。

(2) 給付の割合

(令和7年3月末日時点)

区分	割合
小学校就学前 ※	8割
小学生から69歳まで	7割
70 歳から 74 歳まで	8割
一定以上所得者	7割

※ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(3) 療養の給付費年度別推移及び給付状況

ア療養の給付費年度別推移(一般被保険者及び退職被保険者等の合計) (各年度実績)

			6	5	4	3
費用	割額(円)	$\langle A \rangle$	24,711,467,943	25,396,138,862	25,627,401,046	25,534,575,461
1	呆険者負担分		17,805,114,775	18,343,289,538	18,533,550,467	18,487,832,142
_	 部負担金		6,029,525,677	6,135,137,358	6,080,543,106	6,052,342,424
f	 也法負担分		876,827,491	917,711,966	1,013,307,473	994,400,895
年間]平均被保険者数(人)	$\langle B \rangle$	86,760	86,170	87,073	86,307
受診	件数(件)	$\langle C \rangle$	1,173,425	1,189,848	1,171,902	1,137,740
受診	>率(%)	⟨C/B⟩	1,352.495	1,380.815	1,345.884	1,318.248
年間	引一人当たり費用額(円)	(A/B)	284,826	294,721	294,321	295,858
	対前年伸び率(%)		△3.357	0.136	△0.520	12.684
年間	引一件当たり費用額(円)	〈A/C〉	21,059	21,344	21,868	22,443
	対前年伸び率(%)		△1.335	△2.396	△2.562	0.103

- ※ 費用額とは、保険適用される医療費総額(10割分)から徴収金等を控除した額のことを指す。
- ※ 「一部負担金」とは、費用額のうち被保険者が負担する3割又は2割の額を指し、「他法負担分」とは、一 部負担金(被保険者の負担分)を国民健康保険法以外の法律で負担する額を指す。

イ 療養の給付状況(一般被保険者及び退職被保険者等の合計) (各年度実績) *上段:件数(食事療養のみ入院件数の内数。単位:件)、下段:金額(単位:円)

		6	5	4	3
費用額		1,173,425	1,189,848	1,171,902	1,137,740
1	貝 巾 蝦	24,711,467,943	25,396,138,862	25,627,401,046	25,534,575,461
	入院	10,976	11,340	11,360	12,154
	八	7,388,612,048	7,428,715,031	7,578,224,173	7,947,429,936
	食事療養	(10,406)	(10,693)	(10,810)	(11,528)
内	及事原食	244,451,044	251,259,355	257,060,386	279,299,834
	入院外	590,239	600,454	597,627	580,623
	/\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	9,739,759,850	10,262,794,992	10,413,357,339	10,089,578,261
	歯科	155,779	158,917	160,999	158,884
		2,083,344,966	2,071,877,314	2,118,952,560	2,122,912,199
訳	調 剤	410,764	413,916	397,286	382,118
	17年 月1	4,764,662,095	4,945,695,468	4,899,572,778	4,786,272,521
	· 訪問看護	5,667	5,221	4,630	3,961
	17/11月/目 曖	490,637,940	435,796,702	360,233,810	309,082,710

ウ 食事療養・生活療養の給付状況の年度推移(一般被保険者と退職被保険者等の合計) (各年度実績)

			6	5	4	3
費用額	費用額(円) 〈A〉		244,451,044	251,259,355	257,060,386	279,299,834
	保険者負担分		118,643,039	124,027,593	125,450,173	134,133,492
	一部負担金		123,595,430	124,272,557	125,635,648	137,550,717
	他法負担分		2,212,575	2,959,205	5,974,565	7,615,625
年間平	平均被保険者数(人)	$\langle B \rangle$	86,760	86,170	87,073	86,307
食事	療養件数(件)	$\langle C \rangle$	10,406	10,693	10,810	11,528
年間-	一人当たり費用額(円)	$\langle A/B \rangle$	2,818	2,916	2,952	3,236
	対前年伸び率(%)		△3.361	△1.220	△8.776	3.685
年間-	一件当たり費用額(円)	〈A/C〉	23,491	23,498	23,780	24,238
	対前年伸び率(%)		△0.030	△1.186	△1.849	△3.609

エ 標準負担額減額認定証発行状況の年度推移

(各年度3月末日現在)

	6		5		4	1	3	
	長 期	長 期	長 期	長 期	長 期	長 期	長 期	長 期
	該当分	非該当分	該当分	非該当分	該当分	非該当分	該当分	非該当分
標準負担額減額								
認定証発行件数(件)	103	2,042	113	2,506	116	2,706	117	2,759

(4) 療養費等の年度別推移及び支給状況

ア療養費等の年度別推移(一般被保険者及び退職被保険者等の合計)

(各年度実績)

		6	5	4	3
費用額(円)	$\langle A \rangle$	371,425,554	381,918,980	398,202,290	380,749,841
保険者負担分		264,429,325	273,560,041	283,361,175	271,961,855
一部負担金		99,360,548	102,563,643	109,084,119	103,027,230
他法負担分		7,635,681	5,795,296	5,756,996	5,760,756
移送費(再掲)		0	0	44,000	0
年間平均被保険者数(人)	$\langle B \rangle$	86,760	86,170	87,073	86,307
受診件数(件)	$\langle C \rangle$	33,513	36,854	38,379	36,964
移送費件数(再掲)		0	0	1	0
受診率(%)	$\langle C/B \rangle$	38.627	42.769	44.076	42.829
年間一人当たり費用額(円)	$\langle A/B \rangle$	4,281	4,432	4,573	4,412
対前年伸び率(%)		△ 3.407	△ 3.083	3.649	10.245
年間一件当たり費用額(円)	〈A/C〉	11,083	10,363	10,376	10,301
対前年伸び率(%)		6.948	△ 0.125	0.728	△2.119

[※] 食事療養・生活療養費を含む。

イ 療養費等の支給状況の年度別推移(一般被保険者及び退職被保険者等の合計) (各年度実績)

	\		6		5		4		3
		件数	保険者 負担分	件数	保険者 負担分	件数	保険者 負担分	件数	保険者 負担分
		件	円	件	円	件	円	件	円
	診療費	1,842	35,833,288	2,156	32,026,966	1,791	27,890,091	1,687	25,578,338
	補装具	498	15,092,235	515	16,227,722	502	18,547,836	489	14,854,158
療	柔道 整復	28,090	154,807,364	31,360	172,190,139	33,194	186,261,537	31,883	181,367,505
養	あんま・ マッサージ	1,584	39,935,222	1,427	37,664,399	1,300	33,149,824	1,179	31,266,343
-#	はり・灸	1,403	17,590,673	1,355	15,271,673	1,571	17,270,961	1,674	18,440,060
費	その他	3	168,983	0	0	0	0	2	71,135
	小計	33,420	263,427,765	36,813	273,380,899	38,358	283,120,249	36,914	271,577,539
	海外療養費 (再掲)	154	5,729,095	120	5,758,571	49	3,660,404	111	2,600,753
	事療養・ 活療養	93	1,001,560	41	179,142	20	196,926	50	384,316
7	多送費	0	0	0	0	1	44,000	0	0
	合計	33,513	264,429,325	36,854	273,560,041	38,379	283,361,175	36,964	271,961,855

(5) 医療費 (療養給付費、療養費等の合計) の年度推移 (一般被保険者のみ) ア 全体

(各年度実績)

	了 全体					
			6	5	4	3
費月	費用額(円)		25,082,893,497	25,778,060,342	26,025,610,686	25,915,275,352
1	保険者負担分		18,069,544,100	18,616,851,329	18,816,916,787	18,759,759,032
-	一部負担金		6,128,886,225	6,237,701,751	6,189,631,794	6,155,354,669
1	他法負担分		884,463,172	923,507,262	1,019,062,105	1,000,161,651
年間	引平均被保険者数(人)	$\langle B \rangle$	86,760	86,170	87,073	86,307
受診	》件数(件)	$\langle C \rangle$	1,206,938	1,226,703	1,210,282	1,174,700
受診	≫率(%)	⟨C/B⟩	1,391.123	1,423.585	1,389.962	1,361.072
年間	引一人当たり費用額(円)	⟨A/B⟩	289,107	299,154	298,894	300,269
	対前年伸び率(%)		△ 3.358	0.087	△0.458	12.646
年間	引一件当たり費用額(円)	$\langle A/C \rangle$	20,782	21,014	21,504	22,061
	対前年伸び率(%)		△ 1.104	△ 2.279	△2.525	0.068

イ (再掲) 前期高齢者分

			6	5	4	3
費用	費用額(円)		10,357,237,210	10,789,003,654	11,187,203,084	11,514,749,645
1	呆険者負担分		7,753,037,474	8,109,960,679	8,411,956,933	8,663,889,855
_	一部負担金		2,435,575,086	2,498,272,529	2,570,153,837	2,652,923,729
f	也法負担分		168,624,650	180,770,446	205,092,314	197,936,061
年間]平均被保険者数(人)	$\langle B \rangle$	15,837	16,834	18,109	19,266
受診	件数(件)	$\langle C \rangle$	398,447	416,783	437,928	445,053
受診	>率(%)	$\langle C/B \rangle$	2,515.925	2,475.841	2,418.289	2,310.044
年間	一人当たり費用額(円)	$\langle A/B \rangle$	653,990	640,906	617,770	597,672
	対前年伸び率(%)		2.041	3.745	3.363	7.433
年間	一件当たり費用額(円)	$\langle A/C \rangle$	25,994	25,886	25,546	25,873
	対前年伸び率(%)		0.417	1.331	△1.264	0.252

ウ(再掲)未就学児分

			6	5	4	3
費用	割額(円)	$\langle A \rangle$	349,421,854	397,006,265	417,554,120	431,642,156
1	呆険者負担分		278,314,346	316,288,440	332,684,120	343,753,312
-	一部負担金		22,469,142	22,299,221	21,003,317	24,665,845
f	也法負担分		48,638,366	58,418,604	63,866,683	63,222,999
年間]平均被保険者数(人)	$\langle B \rangle$	1,266	1,387	1,575	1,649
受診	件数(件)	$\langle C \rangle$	23,533	26,798	26,696	25,693
受診	>率(%)	$\langle C/B \rangle$	1,858.847	1,932.084	1,694.984	1,558.096
年間	一人当たり費用額(円)	$\langle A/B \rangle$	276,005	286,234	265,114	261,760
	対前年伸び率(%)		\triangle 3.574	7.966	1.281	25.084
年間	一件当たり費用額(円)	$\langle A/C \rangle$	14,848	14,815	15,641	16,800
	対前年伸び率(%)		0.223	△ 5.281	△6.899	△1.420

(6) 高額療養費の支給状況及び年度別推移(一般被保険者と退職被保険者等の合計値)

(各年度実績)

			6		5		4		3
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
合算分	多数該当分	3,310	86,881,120	3,303	83,820,375	3,283	80,167,206	3,015	76,401,109
分	その他	14,375	134,702,928	14,923	142,516,507	15,793	154,352,483	16,095	157,079,635
	多数該当分	2,888	318,897,135	3,034	322,102,162	2,733	249,756,391	3,117	302,921,476
単独分	長期疾病分	4,755	398,647,280	5,423	492,664,767	5,867	490,900,180	5,335	426,825,125
分	入院分	6,364	1,069,007,627	5,968	842,975,795	4,187	564,423,065	4,669	656,478,414
	その他	6,222	226,674,270	6,603	238,434,117	6,377	207,993,301	5,621	193,519,891
化	也法併用分	3,557	378,859,336	5,236	545,521,739	7,326	880,459,363	7,264	814,974,295
	合計	41,471	2,613,669,696	44,490	2,668,035,462	45,566	2,628,051,989	45,116	2,628,199,945
年間平	^Z 均被保険者数[人]	86,760		86,170		87,073		86,307	
年間一	・人当たり支給額[円]		30,125	30,962		30,182		30,452	
	対前年伸び率[%]		△ 2.703	2.584		△0.887		10.924	
年間一	・件当たり支給額[円]		63,024		59,969	57,676		58,254	

(7) 高額介護合算療養費の年度別推移

対前年伸び率[%]

*一般被保険者及び退職被保険者等の合計(単位:件、円)

5.094

(各年度実績)

4.561

			5	4	3	
高額介護合算療養費	件数	151	136	133	102	
同似月 暖口 异烷 食貝	金額	4,170,000	3,958,739	3,727,307	2,146,734	

3.976

 $\triangle 0.992$

(8) 出産育児一時金・葬祭費の年度別推移(単位:件、円)

(各年度実績)

		6	5	4	3	
出産育児一時金		件数	269	301	320	307
		金額	136,591,551	145,448,881	138,783,070	132,886,580
葬祭	費	件数	259	259	294	312
外		金額	18,130,000	18,130,000	20,580,000	21,840,000
		件数	528	560	614	619
П	μl	金額	154,721,551	163,578,881	159,363,070	154,726,580

(9) 結核・精神医療給付金の年度別推移(単位:件、円)

(各年度実績)

			5	4	3	
結核•精神医療	件数	26,933	25,747	24,428	22,724	
給付金	金額	28,887,443	28,296,600	27,192,110	25,809,186	

(10) 傷病手当金の支給状況(単位:件、円)

(各年度実績)

		6	5	4	3
傷病手当金	件数	1	15	272	107
汤州 十 当 並	金額	12,134	466,141	9,678,089	5,800,291

[※] 適用対象は、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養のため労務に服することができない期間。(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

(11) 不当利得・第三者行為・公害補償の年度別推移(一般被保険者と退職被保険者等の合計) (各年度実績)

		6		5		4		3	
		調定	収納	調定	収納	調定	収納	調定	収納
不当	件数	539	278	269	180	2,321	931	1,901	1,386
利得	金額	23,790,573	19,885,613	6, 754, 633	4, 475, 801	31,577,697	14,688,112	32,456,377	26,201,212
第三者	件数	522	521	640	640	318	317	434	434
行為	金額	26,484,416	25,324,416	42,150,921	42,150,921	15,499,653	15,100,922	12,346,444	12,346,444
公害	件数	130	130	134	134	142	142	137	137
補償	金額	1,063,440	1,063,440	1,078,870	1,078,870	1,202,372	1,202,372	1,292,636	1,292,636

[※]新規調定分のみ(収入未済繰越額を含まない)。

(12) 一部負担金減免の年度別推移(単位:円、件)

(各年度実績)

<u> </u>												
		(3	ļ	5	2	1	ć	}			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0			
免除	災害	8	463,931	10	561,955	13	1,150,100	11	681,869			
	計	8	463,931	10	561,955	13	1,150,100	11	681,869			
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0			
減額	災害	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0			
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0			
倉計	災害	8	463,931	10	561,955	13	1,150,100	11	681,869			
	計	8	463,931	10	561,955	13	1,150,100	11	681,869			

(13) 高額療養費資金貸付基金運用状況の年度別推移(単位:円)

(各年度実績)

			6	5	4	3
高額療養費貸	付基金総額	А	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
前年度末	現金	В	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
前年度末	未返還金	С	0	0	0	0
決算年度中	貸付額	D	0	0	0	0
決算年度中	返還額	Е	0	0	0	0
決算年度末	未返還金	G	0	0	0	0
決算年度末	現金	H=B-D+E	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
決算年度中	運用回転数	I=D/A	0回転	0回転	0回転	0回転

(14) 医療費通知の年度別推移

被保険者に、健康に対する認識を深めてもらい、ひいては国民健康保険財政の健全な運営に資することを目的に、2月(平成30年度以前は12月)に医療費の通知を行っている。29年度から医療費控除の添付資料として医療費通知を活用できることとなり、世帯単位から個人単位への通知とした。

	6	5	4	3
通知送付件数(件)	65,278	66,271	67,064	67,078

(15) ジェネリック医薬品差額通知の実施状況

継続して医薬品を服用する場合が多い生活習慣病等の被保険者で、ジェネリック医薬品への切り替えにより医療費の削減効果が見込まれる方に、ジェネリック医薬品を利用した場合の負担額差額を通知することにより、ジェネリック医薬品の使用率を向上させ、医療費の適正化を図る。

	6	5	4	3
通知送付件数	7 705	0.707	11 010	12 754
(延送付件数)	7,785	9,707	11,818	13

[※] 年3回 (7月·10月·2月) 実施

5 保険料

(1) 保険料率等

保険料は世帯単位で算定され、世帯主を納付義務者として賦課される。

保険料の算定方法(令和6年度)

年間保険料=医療給付費分(所得割+均等割)+後期高齢者支援金等分(所得割+均等割) +介護納付金分(所得割+均等割)

医療給付費分

所得割額 加入者全員の当該年度算定基礎額×8.69/100

均等割額 49,100 円×加入者数

賦課限度額 650,000円

後期高齢者支援金等分

所得割額 加入者全員の当該年度算定基礎額×2.80/100

均等割額 16,500 円×加入者数

賦課限度額 240,000 円

介護納付金分

所得割額 加入者のうち 40 歳以上 65 歳未満の当該年度算定基礎額×2.16/100

均等割額 16,500 円×加入者のうち40 歳以上65 歳未満の人数

賦課限度額 170,000 円

(2) 保険料率等の推移

区分		6	5	4	3
	所得割	8.69/100	7.17/100	7.16/100	7.13/100
医療給付費分	均等割	49,100	45,000	42,100	38,800
	限度額	650,000	650,000	650,000	630,000
	所得割	2.80/100	2.42/100	2.28/100	2.41/100
後期高齢者支援金等分	均等割	16,500	15,100	13,200	13,200
	限度額	240,000	220,000	200,000	190,000
	所得割	2.16/100	1.75/100	2.04/100	2.05/100
介護納付金分	均等割	16,500	16,200	16,600	17,000
	限度額	170,000	170,000	170,000	170,000

(3) 保険料決算数値(令和6年度分)

		調定額	収納額	還付未済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		M/Ling A[円]	B[円]	ET/NA C[円]	D (B+C)[円]	E[円]	F (A-B-E)[円]	B/A[%]
		ALDJ	D[L]	CLUJ	D (D+C)[L]	r[U]		D/AL/0J
	医療分	8,286,681,802	6,891,847,598	70,462,973	6,962,310,571	1,133,058	1,393,701,146	83.17
般報	支援分	2,777,995,604	2,315,496,030	0	2,315,496,030	377,177	462,122,397	83.35
般•現年分	介護分	914,443,300	792,297,807	0	792,297,807	150,970	121,994,523	86.64
	計	11,979,120,706	9,999,641,435	70,462,973	10,070,104,408	1,661,205	1,977,818,066	83.48
	医療分	1,827,402,338	413,668,317	4,161,266	417,829,583	491,396,550	922,337,471	22.64
一般·滞	支援分	602,820,491	137,229,845	0	137,229,845	157,768,864	307,821,782	22.76
般•滞納繰越分	介護分	187,288,190	43,439,724	0	43,439,724	54,311,849	89,536,617	23.19
	計	2,617,511,019	594,337,886	4,161,266	598,499,152	703,477,263	1,319,695,870	22.71
_	般小計	14,596,631,725	10,593,979,321	74,624,239	10,668,603,560	705,138,468	3,297,513,936	72.58
	医療分	0	0	0	0	0	0	_
退職·現年分	支援分	0	0	0	0	0	0	_
規年分	介護分	0	0	0	0	0	0	_
	計	0	0	0	0	0	0	_
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	医療分	0	0	0	0	0	0	
退職•滞納	支援分	0	0	0	0	0	0	_]
納繰越分	介護分	0	0	0	0	0	0	_
ガ 	計	0	0	0	0	0	0	_
退	職小計	0	0	0	0	0	0	_
	合計	14,596,631,725	10,593,979,321	74,624,239	10,668,603,560	705,138,468	3,297,513,936	72.58

(再掲)

	年分 +退職)	11,979,120,706	9,999,641,435	70,462,973	10,070,104,408	1,661,205	1,977,818,066	83.48
	繰越分 +退職)	2,617,511,019	594,337,886	4,161,266	598,499,152	703,477,263	1,319,695,870	22.71
合	計	14,596,631,725	10,593,979,321	74,624,239	10,668,603,560	705,138,468	3,297,513,936	72.58

[※] 調定とは、区の歳入を徴収しようとする場合において、歳入徴収者が、法令等に基づいてその内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する区の内部的意思決定の行為のこと。

[※] 調定額は居所不明分を含む。

(4) 保険料の年度別収納状況・一人当たり保険料額の年度推移(単位:円)

*一般被保険者及び退職被保険者等の合計(単位:円)

(各年度実績)

			6	5	4	3
₽H	現年分		11,976,291,083	10,565,884,702	10,932,722,707	10,352,063,247
調定額	滞納繰越	分	2,611,273,627	2,917,469,890	2,896,176,433	3,452,993,795
识	合 計		14,587,564,710	13,483,354,592	13,828,899,140	13,805,057,042
ılīz	現年	分	9,999,641,435	8,897,998,263	9,221,334,713	8,750,730,124
収納額	滞納繰越	分	594,337,886	637,249,540	558,016,730	770,770,919
积	合 [計	10,593,979,321	9,535,247,803	9,779,351,443	9,521,501,043
収	現年	分	83.50	84.21	84.35	84.53
収納率%	滞納繰越	分	22.76	21.84	19.27	22.32
%	合	計	72.62	70.72	70.72	68.97

一 ,	人当たり保険料額	138,039	122,617	125,558	119,945
	対前年伸び率	12.58	△2.34	4.680	3.956
年間	引平均被保険者数	86,760	86,170	87,073	86,307

[※] 調定額は、居所不明調定額を除く。収納額は、還付未済額を除く。

(5) 納付方法別収納状況

ア 令和6年度実績(現年分のみ)

			件数(件)	収納額(円)	構成比(%)
金	融機	関	202,615	5,542,881,116	34.22
	納付	書	6,063	240,721,298	(1.02)
	MPN	収納	61,529	1,822,736,318	(10.39)
	口座	引 落	135,023	3,479,423,500	(22.81)
コン	ビニ収	納 等	348,907	4,237,430,051	58.95
	コント	ゴニ	296,033	3,334,816,384	(50.01)
	モバイルレジ 3,470 80,768,714		(0.59)		
	クレジ	ット	8,340	216,326,547	(1.41)
	コード	決 済	41,064	605,518,406	(6.94)
窓	口納	付	31,846	377,141,468	5.38
特	別 徴	収	7,840	101,355,721	1.32
職	員 徴 収	等	717	29,198,416	0.12
そ	0	他	38	359,962	0.01
合		計	591,963	10,288,366,734	100.00

[※] 件数・収納額は、納付方法別の積算値。

[※] 一人当たり保険料額は、現年分の調定額を年間平均被保険者数で割って算出。

[※] 構成比は、件数より算出。

イ 納付方法別収納状況の年度推移

(各年度実績)

コードコリンパムカルスドガヘんしゃノナスコ田グ (ローナ)									1 202 4120
		(3	į	5	2	4		3
		件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
金	融機関	202,615	34.22	207,026	35.92	215,829	37.92	226,222	42.27
	納付書	6,063	(1.02)	6,154	(1.07)	7,905	(1.39)	8,310	(1.55)
	MPN 収納	61,529	(10.39)	59,323	(10.29)	60,506	(10.63)	67,110	(12.54)
	口座引落	135,023	(22.81)	141,549	(24.56)	147,418	(25.90)	150,802	(28.18)
コ	ンビニ収納等	348,907	58.95	312,290	54.19	287,726	50.55	263,829	49.32
	コンビニ	296,033	(50.01)	270,842	(47.00)	252,870	(44.42)	255,147	(47.70)
	モハ・イルレシ゛	3,470	(0.59)	2,603	(0.45)	2,493	(0.44)	2,396	(0.45)
	クレジット	8,340	(1.41)	7,191	(1.25)	6,014	(1.06)	6,286	(1.17)
	コード決済	41,064	(6.94)	31,654	(5.49)	26,349	(4.63)	_	_
窓	7 口納付	31,846	5.38	47,123	8.18	55,377	9.73	33,875	6.33
特	別 徴 収	7,840	1.32	8,546	1.48	9,150	1.61	10,064	1.88
鵈	員 徴 収 等	717	0.12	1,108	0.19	917	0.16	932	0.17
そ	の 他	38	0.01	238	0.04	149	0.03	135	0.03
合	計	591,963	100.00	576,331	100.00	569,148	100.00	535,057	100.00

[※] 構成比は、件数より算出。

(6) 保険料の口座振替(自動払込)加入世帯数

				6	5	4	3
国	保	世	帯	72,244	71,247	70,052	67,509
加	入	世	帯	14,563	15,267	15,953	16,067
加	入率	(%)	20.16	21.43	22.77	23.80

(7) 保険料の減免状況(単位:件、円)

(各年度実績)

			6	5	4	3
	件数 一般減免		9	7	2	4
	川又が失力し	金額	1,037,866	335,384	71,901	205,175
	東日本大震災	件数	4	10	12	10
災害等	対応分	金額	352,687	884,872	1,442,743	1,008,601
減免	新型コロナウイルス感	件数	0	0	958	1,926
	染症対応分	金額	0	0	155,656,045	303,165,309
口地比美	美老に計する減免	件数	388	304	276	216
1117/X1/\1	旧被扶養者に対する減免		15,361,280	10,850,205	10,905,046	7,112,650
	合計		401	321	1,248	2,156
	Пы	金額	16,751,833	12,070,461	168,075,735	311,491,735

- ※ 減免の件数及び金額には、当該年度中に減免を行った過年度の国民健康保険料の件数等を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対応分については、令和4年度保険料相当分をもって減免対象期間は終了。
- ※ 「旧被扶養者」とは、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行した者の被扶養者 だった65歳以上の被保険者をいう。

(8) 保険料の減額措置

ア 一定の所得以下の世帯に対する保険料均等割額の減額(令和6年度)

① 1号該当(7割減額)

新宿区国民健康保険条例第 19 条の 2 第 1 号に該当する世帯(世帯主と被保険者全員の前年中の総所得金額等が「43 万円+(給与または年金所得者の合計数-1)×10 万円」以下の世帯)について応益割部分(均等割)の 70/100 を減額

② 2号該当(5割減額)

新宿区国民健康保険条例第 19 条の 2 第 2 号に該当する世帯(世帯主と被保険者全員の前年中の総所得金額等が「43 万円+(給与または年金所得者の合計数-1)×10 万円+29.5 万円×世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数」以下の世帯)について応益割部分の 50/100 を減額

③ 3号該当(2割減額)

新宿区国民健康保険条例第 19 条の 2 第 3 号に該当する世帯(世帯主と被保険者全員の前年中の総所得金額等が「43 万円+(給与または年金所得者の合計数-1)×10 万円+54.5 万円×世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数」以下の世帯)について応益割部分の 20/100 を減額

※ 「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度移行により国民健康保険を脱退した方のこと。

(各年度累計値)

		6	5	4	3
1 日志太平 (7 生小	世帯(世帯)	30,247	28,777	26,109	30,322
1 号該当(7 割)	金額(円)	1,647,266,160	1,477,266,093	1,259,145,119	1,074,101,257
2号該当(5割)	世帯(世帯)	4,346	4,542	4,650	6,025
2 夕政司(3 部)	金額(円)	210,693,861	202,853,188	190,664,652	198,753,350
3 号該当(2割)	世帯(世帯)	3,557	3,361	3,641	4,768
3 万畝田(2 削)	金額(円)	69,109,093	63,588,769	61,325,002	66,979,375
∆ ∌l.	世帯(世帯)	38,150	36,680	34,400	41,115
合計	金額(円)	1,927,069,114	1,743,708,050	1,511,134,773	1,339,833,982

イ 未就学児に係る保険料均等割額の減額

(各年度累計額)

			6	5	4	3
	1号該当	対象者数	305	325	344	—
保一定	(8.5 割)	金額(円)	2,744,504	2,745,041	2,616,362	_
保険料減額との併用一定の所得以下の	2号該当	対象者数	132	129	162	<u>—</u>
得以の	(7.5 割)	金額(円)	2,106,027	1,815,510	2,072,593	_
併 アの	3号該当	対象者数	114	146	152	<u> </u>
	(6割)	金額(円)	2,829,542	3,319,520	3,107,853	_
減額併	作用なし	対象者数	1,083	1,212	1,358	<u> </u>
(5	割)	金額(円)	23,790,552	24,124,899	25,230,342	_
合計		対象者数	1,634	1,812	2,016	_
Π	百	金額(円)	31,470,625	32,004,970	33,027,150	_

[※] 国民健康保険法の改正により、子育て世帯への支援として、令和 4 年度から未就学児に係る均等割保険料の 5 割軽減を開始した。一定の所得以下の保険料減額と併せて適用される場合は、減額後の均等割保険料の 5 割を軽減する。

ウ 出産予定または出産した被保険者に係る保険料の免除措置

(各年度累計額)

	6	5	4	3
対象者数	323	50	_	_
金額(円)	11,699,219	823,929	_	

[※] 国民健康保険法の改正により、令和6年1月1日から、産前産後期間における国民健康保険料の免除制度が 適用開始となった。出産(予定)月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から出産(予定)月の翌々月ま での期間に係る、出産予定または出産した被保険者の所得割額及び均等割額を免除する。

エ 非自発的失業者に対する保険料軽減措置

解雇、倒産、雇止め等による自己都合によらない非自発的失業者になった場合、離職日の翌日の 属する年度とその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として保険料を計算する。

	6	5	4	3
件数(人)	718	721	603	621

(9) 保険料滞納世帯数

(単位:世帯)(各年度実績)

	6	5	4	3
現年度分のみ	18,240	15,183	11,992	11,776
現年度分+滯納繰越分	5,815	7,283	10,788	10,345
滞納繰越分のみ	10,754	6,086	6,401	9,441
計	34,809	28,552	29,181	31,562

[※] 資格喪失世帯含む。

(10) 滞納処分の状況

ア 差押状況(単位:件、円)

(各年度実績)

			6	5	4	3
		件数	558	565	569	648
	銀行預金	金額	235,741,579	224,637,871	241,978,406	265,208,675
	給与	件数	8	3	3	4
	和一子	金額	4,037,162	1,757,384	1,570,816	1,854,611
差	生命保険	件数	38	44	61	53
差押財産	工即体例	金額	19,525,470	20,893,701	34,037,262	31,485,297
	その他	件数	8	1	2	0
	てり他	金額	3,216,478	42,270	2,053,489	0
	計	件数	612	613	635	705
	日日	金額	262,520,689	247,331,226	279,639,973	298,548,583
	収納額		535	423	474	601
	4人孙 76只	金額	170,152,257	136,952,992	142,857,233	180,270,301

イ 交付要求の状況(単位:件、円)

		6	5	4	3
交付要求額	件数	59	22	46	63
文的安水碩	金額	11,567,844	6,328,038	7,399,081	9,723,253
独 [D] 入 妬	件数	8	10	3	8
徴収金額	金額	2,733,737	2,721,342	100,089	938,599

[※] 交付要求とは、滞納者の財産について、既に差押・強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、 その手続に参加して配当を受け、それにより保険料を徴収する手続のこと。

6 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年 4 月から、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし、メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目した特定健康診査を行い、生活習慣の改善が必要と判定された方には、医師や管理栄養士等が生活習慣病の予防につながる保健指導を実施している。

- ア 対象 40歳から74歳までの被保険者
- イ 会場 区の指定医療機関
- ウ 内容 問診、内科診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図
- エ 特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診率	40%	44%	48%	52%	56%	60%
特定保健指導実施率	20%	28%	36%	44%	52%	60%

- ※ 「第四期新宿区特定健康診査等実施計画」から抜粋。
- ※ 国の示す区市町村国保における目標値は、特定健康診査受診率 60%、特定保健指導実施率 60%とされている。これを踏まえ、第三期計画期間での実績及び特別区の中でも被保険者の流動性が高いという特性も考慮し、目標値を設定した。

【参考】特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	40%	44%	48%	52%	56%	60%
特定保健指導実施率	20%	28%	36%	44%	52%	60%

- ※「第三期新宿区特定健康診査等実施計画」から抜粋。
- オ 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(法定報告値)

区分	年度	5	4	3	2	元
	対象者数 A[人]	38,324	39,909	42,494	43,611	45,780
特定健康診査	受診者数 B[人]	12,956	13,723	13,610	12,798	13,771
	受診率B/A[%]	33.8	34.4	32.0	29.3	30.1
	対象者数 C[人]	1,552	1,697	1,719	1,644	1,682
特定保健 指導	実施者数 E[人]	207	239	283	236	215
7,1,1	実施率 E/C[%]	13.3	14.1	16.5	14.4	12.8

(2) 歯科健康診査・後期高齢者歯科健康診査

歯周疾患の早期発見、治療勧奨による健康保持増進及び歯科疾患による歯の喪失を防止することを目的に、 区内の指定歯科医療機関で健康診査を実施した。令和3年度から、76歳以上の方は、噛む力・唇や舌の機能、 飲み込む機能等の高齢期に注意したい口腔機能の衰え(オーラルフレイル)を予防することを目的に、後期 高齢者歯科健康診査として実施した。

ア 期間 令和6年6月1日から同年12月28日まで

※ 実施期間は、各年6月1日から同年12月28日まで。

イ 会場 区内の指定歯科医療機関195所

ウ 対象 歯科健康診査:区内在住の16~75歳の方

後期高齢者歯科健康診査: 区内在住の76歳以上の方

エ 内容 問診、口腔内(歯と歯肉の状態等)の診査、総合判定

才 受診者数 2,879人

年度	6	5	4	3
受診者数	2,879 (854 人)	3,117 人 (924 人)	3,221 人 (878 人)	3,083 人 (735 人)
対前年度伸び率	△7.64%	△3.23%	4.48%	8.48%
区内指定歯科 医療機関数	195所	199所	202 所	209 所

[※] 受診者数のうち、括弧書きの人数は、後期高齢者歯科健康診査の受診者数を指す。

(3) 糖尿病性腎症等重症化予防事業

新宿区特定健康診査受診者で糖尿病治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い者に対し、医療機関 (かかりつけ医) と連携した保健指導を実施している(利用人数は、令和6年度は12人)。

(4) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業

被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ることを目的として、生活習慣病治療患者のうち治療中断の可能性がある被保険者を国民健康保険の診療報酬(レセプト)等のデータを活用して抽出し、医療機関への受診を勧奨している。

		6	5	4	3
対象	者	253 人	204 人	224 人	194 人
通知指	導	253 人	204 人	224 人	194 人
	カロボフィド	令和6年8月16日	令和5年8月17日	令和4年8月22日	令和3年9月17日
	架電及び	\sim	\sim	\sim	\sim
電話指導	入電期間	同年 10 月 31 日	同年10年31日	同年 10 月 31 日	同年 11 月 30 日
	保健指導 実施結果	27 人	61 人	74人	58人
医療機関への	人数	83/230 人	81/189 人	102/195 人	102/182 人
受診再開※	割合	36.1%	42.9%	52.3%	56.0%

[※] 令和3年度は9~12月診療、令和4~6年度は8~11月診療のレセプトを基に集計した対象者数で算出。

(5) 受診行動適正化指導事業

被保険者の受診行動の適正化を目的として、複数の医療機関や薬局を利用することによる重複受診・頻 回受診・重複服薬、また多剤服薬や併用禁忌薬剤使用の可能性がある対象者を国民健康保険の診療報酬明 細書(レセプト)等のデータを活用して抽出し、通知による指導及び専門職による電話指導を実施してい る。

表 1. 重複受診者、頻回受診者、重複服薬者への事業実施状況

		6	5	4	3
対象者		108人	138 人	172 人	151 人
通知	指導	108人	138 人	172 人	151 人
電話指導	架電及び 入電期間	令和6年8月16日 ~ 同年10月31日	令和5年8月17日 ~ 同年10年31日	令和4年8月22日 ~ 同年10月31日	令和3年9月17日 ~ 同年11月30日
	保健指導 実施結果	19人	53 人	60人	53 人
行動変容	人数	89/96 人	115/131 人	148/159 人	135/148 人
の改善※	割合	92.7%	87.8%	93.1%	91.2%

[※] 令和3年度は9~12月診療、令和4~6年度は8~11月診療のレセプトを基に集計した対象者数で算出。

表 2. 多剤服薬者、併用禁忌薬剤使用者への事業実施状況

		6	5	4	3
対象者		89 人	63 人	88 人	72 人
通知指導		89 人	63 人	88 人	72人
電話指導	架電及び 入電期間	令和6年8月16日 ~ 同年10月31日	令和5年8月17日 ~ 同年10年31日	令和4年8月22日 ~ 同年10月31日	令和3年9月17日 ~ 同年11月30日
	保健指導 実施結果	26 人	29 人	28 人	32 人
行動変容 の改善※	人数	15/59 人	25/51 人	43/69 人	20/61 人
	割合	25.4%	49.0%	62.3%	32.8%

[※] 令和3年度は9~12月診療、令和4~6年度は8~11月診療のレセプトを基に集計した対象者数で算出。

(6) 保養施設利用助成

契約した旅行会社 (株式会社 J T B 又は近畿日本ツーリスト株式会社) が提携する宿泊施設を利用する場合、1人1泊に付き3,000円まで、期間中1人に付き2泊まで宿泊料の一部を補助する事業を実施している(6月1日から9月30日まで)。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度は事業実施を中止。令和4年度は7月15日から9月30日の間で実施した。

年度	6	5	4	3
利用人数	91人	61 人	56 人	_
宿泊数	138 泊	83 泊	72 泊	_

(7) 残薬調整バッグ事業

区が作成した残薬整理に使用するバッグを新宿区役所本庁舎及び新宿区薬剤師会加盟薬局において、効果が見込まれる 65 歳以上の高齢者を主な対象として配付する事業を実施している。薬局での薬剤師による服薬状況の管理・指導により、適切な服薬ができるよう支援体制を整備する。

年度	6	5	4	3
配付数	1,001 個	1,015 個	987 個	1,785 個

7 趣旨普及

被保険者や区民に国民健康保険事業の内容の理解と協力を得ることを目的に、以下の趣旨普及を行っている。

(1) 冊子の発行

名称	配付方法	内容	
あなたの くらしと国保	年1回(6月)、当該年度の保険料の納入通知書の送付前に加入者に郵送。 その他、新規加入者には医療保険年金課、戸籍 住民課の窓口、各特別出張所で随時配付。	国民健康保険制度、保険証、被保 険者、保険料、国保の給付、保健 事業、保養施設等	
健康診査・ がん検診の ご案内	健康診査、がん検診受診券の送付の際に同封し て郵送。	健康診査、がん検診、肝炎ウイル ス検診、特定保健指導等	

(2) ポスターの掲示

内容	時期	掲示場所	
健康診査・がん検診	令和6年6月1日~3月31日	保健センター、指定医療機関等	
歯科健康診査	令和6年6月1日~12月28日	保健センター、協力歯科医療機関	

(3) 「広報新宿」への掲載(令和6年度)

掲載日	内容
4月 5日	新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計
	画の策定について
4月15日	国民健康保険料率の改定等について、休日窓口納付相談について(毎月 15 日号に掲載)
4月25日	健康診査のお知らせ(75歳以上)、歯科健康診査のお知らせ
5月15日	保養施設宿泊費助成のお知らせ
5月25日	特定健康診査開始のお知らせ、歯科健康診査のお知らせ
6月 5日	国民健康保険料納入通知書の発送、あなたのくらしと国保の発送
6月25日	限度額適用認定証の更新案内の発送、特定疾病療養受療証の発送
7月5日	ジェネリック医薬品差額通知の発送、おくすりバッグの配布、がん検診のお知らせ
7月15日	高齢受給者証の発送
8月15日	国民健康保険運営協議会の傍聴に関するお知らせ
9月15日	健康診査のお知らせ
9月25日	新宿区健康診査ご案内センター開設のお知らせ
10月5日	健康診査のお知らせ
10月15日	滞納整理一元化に伴う特定個人情報ファイルの取り扱いに関するパブリックコメント
10月15日	について
11月5日	健康診査のお知らせ
11月15日	マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
12月5日	国民健康保険運営協議会の傍聴に関するお知らせ、健康診査のお知らせ
12月25日	滞納整理一元化に伴う特定個人情報保護評価書の公表について
1月15日	医療費通知の発送
1月25日	新宿区納付案内センターの開設について、健康診査のお知らせ
2月25日	高額介護合算療養費等支給申請書の発送、健康診査のお知らせ
3月5日	国民健康保険運営協議会の傍聴に関するお知らせ
3月15日	組織改正について
3月25日	国民健康保険料の年金引き落としのお知らせ

(4) インターネットによる案内

区ホームページの「くらし」及び「テーマから探す」を通じて、国民健康保険制度の概要、加入・脱退、 保険料、各種給付等の案内をしている。

8 国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の制度改正により、区市町村は、保険給付に必要な費用について、全額、都道府県から保険給付費等交付金(普通交付金分)として交付されることとなった。

この交付金の財源として、区市町村は、都道府県が区市町村ごとに定めた国民健康保険事業費納付金を、保険料を財源として都道府県に納付することとなった。

(都道府県の役割)

- ・財政運営の責任主体
- ・区市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定
- ・区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表

(区市町村の役割)

- ・資格管理(資格確認書等の発行)
- 標準保険料率を参考に保険料率を決定、賦課、徴収
- · 保険給付、保健事業

		7	6	5	4
国民健康保険事業費納付金		14,880,381,258	15,465,976,348	15,152,346,098	13,342,810,238
	医療分(一般)	10,144,149,929	10,868,407,751	10,695,501,433	9,345,069,231
	医療分(退職)	_	5,166	0	505,112
内訳	支援金等分(一般)	3,613,400,064	3,483,352,284	3,287,561,393	2,786,656,222
	支援金等分(退職)	-	0	0	0
	介護納付金分	1,122,831,265	1,114,211,147	1,169,283,272	1,210,579,673

9 標準保険料率

標準保険料率とは、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県が市区町村ごとの標準保険料率を提示することにより、標準的な被保険者負担の見える化を図るもの。都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づき、区市町村ごとに算定・公表される。

			7	6	5	4
東	医療分	所得割(%)	7.98	8.91	8.47	7.96
和都	达 須刀	均等割(円)	48,804	53,722	50,736	46,891
/ 作 //	支援金等分	所得割(%)	2.93	2.98	2.77	2.49
東京都標準保険料率※1	义饭壶寺万	均等割(円)	17,638	17,505	16,069	14,205
科	介護納付金分	所得割(%)	2.38	2.42	2.39	2.49
**	刀硬剂的並力	均等割(円)	17,310	17,589	17,508	18,098
新	医療分	所得割(%)	8.82	9.85	9.58	8.91
恒区	运 源刀	均等割(円)	53,947	59,346	57,351	52,510
/ 作 / / /	支援金等分	所得割(%)	3.18	3.25	3.04	2.75
除	义饭並守刀	均等割(円)	19,185	19,102	17,620	15,725
新宿区標準保険料率※2	介護納付金分	所得割(%)	2.52	2.56	2.44	2.63
% 2	月	均等割(円)	18,336	18,564	17,890	19,142

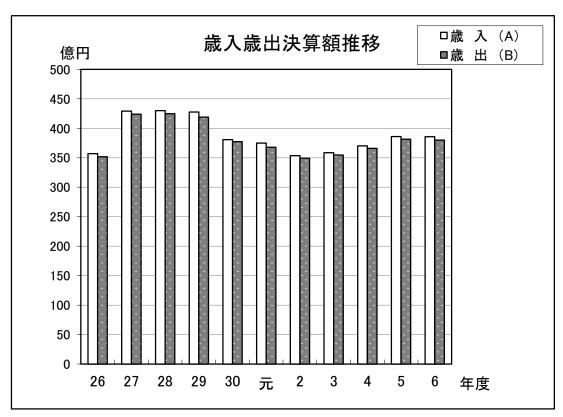
- ※1 全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すもの
- ※2 都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの

10 財政

(1) 国民健康保険 特別会計歳入歳出 決算年度別推移

(単位:円)

			(十一年) (十二十二)
(年度)	歳 入 (A)	歳 出 (B)	差 引 (A-B)
26	35,710,444,143	35,174,252,246	536,191,897
27	42,929,791,903	42,388,320,012	541,471,891
28	42,999,675,931	42,466,394,169	533,281,762
29	42,768,606,046	41,893,731,482	874,874,564
30	38,078,978,398	37,727,682,310	351,296,088
元	37,493,269,440	36,788,218,273	705,051,167
2	35,347,736,616	34,933,659,010	414,077,606
3	35,866,201,718	35,456,743,587	409,458,131
4	37,005,619,620	36,587,522,172	418,097,448
5	38,590,745,297	38,154,726,632	436,018,665
6	38,580,640,070	37,999,578,987	581,061,083



(2) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算対前年度比較表

[歳 入] (単位:円、%)

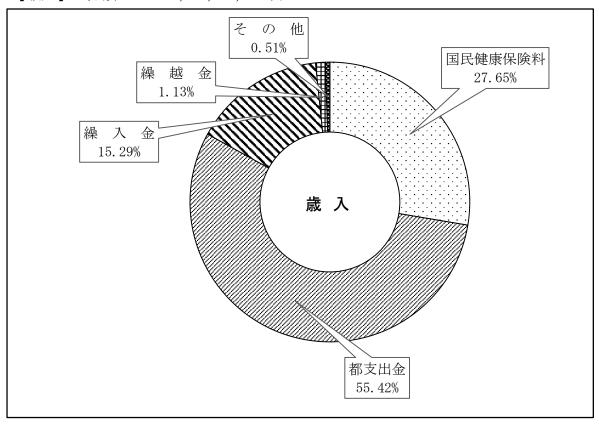
_								(
	科		目		令和6年度(A)	令和5年度 (B)	差引額(C)=A-B	増減率(C/B)
玉	民 健	康	保険	〔料	10,668,603,560	9,597,638,689	1,070,964,871	11.16
_	部	負	担	金	0	0	0	
使	用料力	及て	ド手券	女料	182,700	180,600	2,100	1.16
都	支		出	金	21,380,292,278	22,003,766,838	△ 623,474,560	△2.83
財	産		収	入	1,880	41	1,839	4485.37
繰		入		金	5,900,311,673	6,493,020,248	\triangle 592,708,575	△ 9.13
繰		越		金	436,018,665	418,097,448	17,921,217	4.29
諸		収		入	195,066,314	75,707,433	119,358,881	157.66
玉	庫	支	出	金	163,000	2,334,000	△ 2,171,000	△ 93.02
		計			38,580,640,070	38,590,745,297	△ 10,105,227	△ 0.03

[歳 出] (単位:円、%)

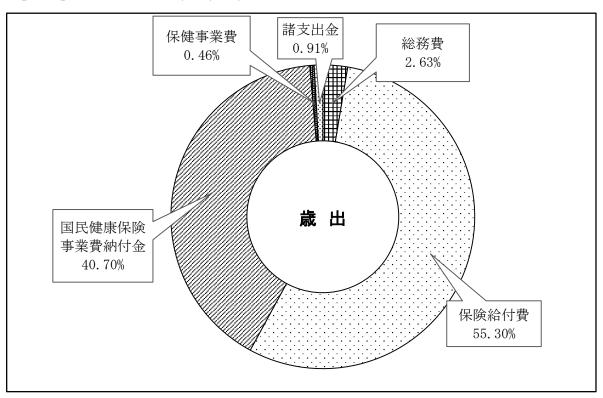
	科		目		令和6年度(A)	令和5年度 (B)	差引額(C)=A-B	増減率(C/B)
総		務		費	999,100,922	819,736,868	179,364,054	21.88
保	険	給	付	費	21,015,118,736	21,620,907,786	△ 605,789,050	△ 2.80
	療	養	諸	費	18,115,286,302	18,664,588,421	△ 549,302,119	△ 2.94
	高額	東京	養	費	2,624,117,061	2,678,665,430	△ 54 , 548,369	$\triangle 2.04$
	付 加] 給	计付	費	183,705,755	192,341,622	△ 8,635,867	\triangle 4.49
	審査	支 払	手数	以料	92,009,618	85,312,313	6,697,305	7.85
国月	尺健康保	険事業	 業費納付	寸金	15,465,976,348	15,152,346,098	313,630,250	2.07
保	健	事	業	費	172,563,273	187,384,001	△ 14,820,728	△ 7.91
諸	支		出	金	346,819,708	374,351,879	△ 27,532,171	△ 7.35
(予	備	費)	0	0	0	
		計			37,999,578,987	38,154,726,632	△ 155,147,645	△ 0.41

国民健康保険特別会計 令和6年度 決算グラフ

【歳入】 総額 38,580,640,070 円



【歳出】 総額 37,999,578,987 円



(3) 被保険者一人当たり歳入歳出決算状況

[年間平均被保険者の推移]

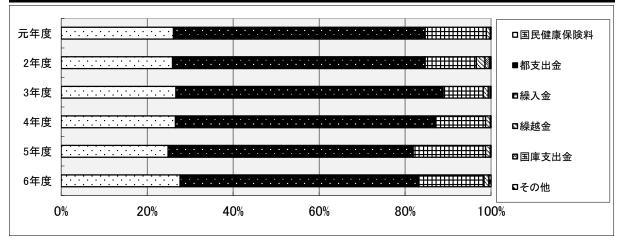
(単位:人)

6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
86,760	86,170	87,073	86,307	89,420	94,853

* 決算額/年間平均被保険者数

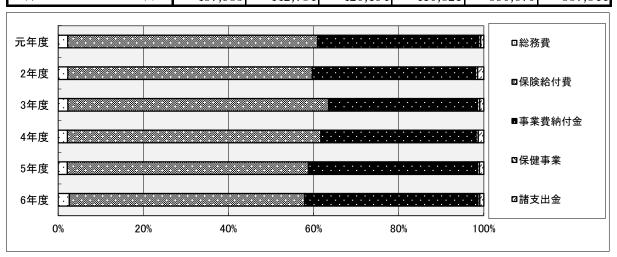
[歳 入] (単位:円)

						, , , , , , ,
	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
国民健康保険料	122,967	111,380	113,025	110,913	102,366	103,228
都 支 出 金	246,430	255,353	256,581	258,418	232,393	231,438
繰 入 金	68,007	75,351	49,969	38,669	46,982	56,225
繰越金	5,026	4,852	4,702	4,798	7,885	3,704
国 庫 支 出 金	2	27	46	1,905	4,592	2
その他	2,250	881	672	861	1,082	682
合 計	444,682	447,844	424,995	415,564	395,300	395,279



〔**歳出**〕 (単位:円)

				6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
総	務		費	11,516	9,513	9,158	9,436	9,030	8,824
保	険 給	付	費	242,221	250,910	250,256	251,605	224,188	227,628
国民健	康保険事	事業費	納付金	178,262	175,842	153,237	143,735	149,936	146,782
保	健	事	業	1,989	2,175	2,087	2,194	1,986	1,899
諸	支	出	金	3,997	4,344	5,456	3,851	5,530	2,711
合			計	437,985	442,784	420,194	410,821	390,670	387,844



11 新宿区国民健康保険のあゆみ

年	月	主な事項
33	12	新国民健康保険法制定(昭和34年1月1日施行)
34	10	特別区国民健康保険事業調整条例制定
	11	新宿区国民健康保険条例制定
	12	新宿区国民健康保険運営協議会委員を委嘱(第1回開催 12/4)
		特別区一斉に国民健康保険事業開始
		・保険給付率 世帯主 7割
		家族5割
		・助産費 1,500円
		· 葬祭費 2,500 円
		・保険料 均等割額 600 円
		所得割額 前年度区民税額の 95/100
		賦課限度額 50,000 円
35	2	新宿区国民健康保険条例施行規則制定
	6	歯科健康相談実施
36	10	都民皆保険達成 国民皆保険達成
90	$\frac{4}{7}$	医療費改定 医科 12.5%、歯科 12.3%
	12	医療費改定 医科 2.3%、歯科 2.6%
37	3	療養給付費に対する国の負担及び補助の割合を 20/100 から 25/100 に引上げ
0.	0	(昭和37年4月1日施行)
	12	助産費 2,000 円に改定
38	1	保養施設として指定旅館と契約
	3	結核予防法第34条・第35条及び精神衛生法第29条適用医療を10割給付
		保険料均等割額を昭和38年度に限り500円に引下げ
	9	医療費改定 医科 3.7%引上げ
	12	低所得者に対する保険料減額賦課に関する規定の設定(昭和38年度分より適用)
39	4	助産費 3,000 円に、葬祭費 3,000 円にそれぞれ改定
40	1	家族の給付率を5割から7割に引上げ
		医療費改定 医科 9.5%、歯科 9.4%引上げ
	11	薬価基準の 11%引下げ
		医療費改定 医科 3.0%、歯科 0.17%引下げ
41	4	保険料所得割額の賦課対象を前年度区民税から前年度住民税(特別区民税+都民税)に変更
	6	療養給付費に対する国の負担及び補助の割合を 25/100 から 40/100 に引上げ
40	7	保険料所得割額を 112」/100 に改定
42	1	日本に永住を許可された大韓民国国民及び外国人世帯に属する日本人について国保適用を実施 地方税法の改正に伴い、保険料所得割額の算定に当たり退職所得に係る住民税額を除外
		地方抗伝の以上に中で、
	3	低所得者世帯に対する保険料減額賦課の対象世帯の範囲を拡大
	_	(昭和43年度保険料から適用)
	10	減額試課対象世帯の所得計算から退職所得を除く(昭和43年度保険料から適用)
		医療費改定 薬価基準の 10.2%引下げ

年	月	主な事項
42	11	住民基本台帳法の施行に伴い、届出等の様式手続きを改正
	12	医療費改定 医科 7.68%、歯科 12.65%引上げ
43	4	育児手当金の新設、支給額 2,000 円
	7	低所得者世帯に対する保険料減額賦課の対象世帯の範囲を拡大
		(昭和43年度保険料から適用)
44	1	薬価基準の 5.6%引下げ (医療費ベース 2.4%)
	6	低所得者世帯に対する保険料減額賦課の対象世帯の範囲を拡大
		(昭和 44 年度保険料から適用) 精神衛生法第 32 条適用医療を 10 割給付(昭和 44 年 8 月 1 日施行)
		助産費 10,000 円に改定(昭和44年9月1日施行)
	12	都の老人医療無料化実施(70歳以上)
45	2	医療費改定 医科 8.77%、歯科 9.73%引上げ
	4	葬祭費 5,000 円に改定
	7	医療費改定 医科 0.97%引上げ
	8	薬価基準の 3.0%引下げ (医療費ベース 1.3%)
47	2	医療費改定 医科 13.7%、歯科 13.7%、調剤薬局 6.54%引上げ
	10	薬価基準の 3.9%引下げ (医療費ベース 1.7%)
	12	外国人登録法の規定により、外国人登録原票に登録されている全ての外国人に対して国保適用 (昭和48年1月1日施行)
48	1	国の老人医療無料化実施(70歳以上)
40	7	都の老人医療無料化支給年齢引下げ実施(65歳以上)
	12	区条例の改正により高額医療費支給制度を新設
		(任意給付として12月診療分から適用、一部負担限度額30,000円)
49	2	医療費改定 医科 19.0%、歯科 19.9%、調剤薬局 8.5%引上げ
		薬価基準の 3.4%引下げ (医療費ベース 1.5%)
	4	助産費 20,000 円に、葬祭費 10,000 円にそれぞれ改定
	10	保険料賦課限度額を 80,000 円に改定
		保険料(所得割)特別減免制度の新設
50	1	医療費改定 医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤薬局 6.6%引上げ 薬価基準の 1.55%引下げ(医療費ベース 0.7%)
30	10	高額医療費法定給付化(昭和50年10月1日施行)
51	4	保険料の均等割額を 2,400 円に、賦課限度額を 120,000 円にそれぞれ改定
		助産費 40,000 円に改定
		医療費改定 医科 9.0%、調剤薬局 4.9%引上げ
	8	高額医療費一部負担金限度額を 39,000 円に改定
		医療費改定 歯科 9.6%引上げ
52	4	保険料の訪問徴収制を廃止し、自主納付制に変更
	9 10	新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付条例制定新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付条例施行規則制定
53	2	医療費改定 医科 11.5%、歯科 12.7%、調剤薬局 5.6%引上げ
บบ	4	薬価基準の 5.8%引下げ (医療費ベース 2.2%)
	4	保険料の均等割額を 4,800 円に、 賦課限度額を 170,000 円にそれぞれ改定
		助産費 60,000 円に、葬祭費 20,000 円にそれぞれ改定
		新宿区国民健康保険夏季保養施設条例制定
	6	新宿区国民健康保険夏季保養施設条例施行規則制定
	7	新宿区国民健康保険夏季保養施設「海の家」開設

年	月	主な事項
55	4	特別区の保険料賦課方式を所得対応方式から医療費対応方式に変更
		保険料の均等割額を 6,000 円に、所得割額を 122/100 に、賦課限度額を 240,000 円にそれぞれ
		改定
		助産費 80,000 円に、葬祭費 30,000 円にそれぞれ改定
56	4	保険料の均等割額を 8,400 円に、所得割額を 118/100 に、賦課限度額を 240,000 円にそれぞれ
		改定
	6	医療費改定 医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤薬局 3.8%引上げ
		薬価基準の 18.6%引下げ (医療費ベース 6.1%)
57	4	保険料所得割額の賦課対象を前年度住民税から現年度住民税に変更
		保険料の均等割額を 9,000 円に、所得割額を 107/100 に、賦課限度額を 260,000 円にそれぞれ
		改定
		助産費 100,000 円に改定
	9	高額医療費一部負担限度額を 51,000 円に改定、暫定措置として昭和 57 年 12 月診療分までは
		45,000 円、住民税非課税世帯及び70歳以上については39,000円に据置
58	1	薬価基準の 4.9%引下げ (医療費ベース 1.5%)
	2	老人保健法施行
		・一部負担金 外 来 1 か月 400 円 入 院 1 日 300 円 (2 か月限度)
59	3	大 元 1 1 300 1 1 300 1 1 300 1 1 300
59	3	薬価基準の 16.6%引下げ (医療費ベース 5.1%)
	4	保険料の賦課限度額を 280,000 円に改定
	10	退職者医療制度の創設
	10	・保険給付率 退職保保険者 本 人 8割
		被扶養者 入院8割
		外来7割
		国庫負担金の割合変更
		・医療費の 40%+調整交付金 5% ⇒ 療養給付費の 40%+調整交付金の 10%
		特例療養費創設
		特定療養費創設
		高額医療費制度改正
		・一部負担金が一定額以上のレセプトの世帯合算
		・高額療養費多数該当世帯の負担軽減
		・長期高額疾病患者の負担軽減
		• 一部負担限度額 非課税世帯 30,000 円 30,000 円 30,000 円
		世帯合算 51,000円
		【同一世帯で 30,000 円を超える者が複数いた場合の合算額】 非課税世帯 30,000 円
		長期疾病 10,000 円 10,000 円
		多数該当 30,000 円
		非課税世 帯 21,000 円
60	3	医療費改定 医科 3.5%、歯科 2.5%、調剤薬局 0.2%引上げ
		薬価基準の 6.0%引下げ (医療費ベース 2.1%)
	4	保険料の賦課限度額を 310,000 円に改定
	l .	

年	月	主な事項
61	4	保険料の均等割額を 12,000 円に、賦課限度額を 350,000 円にそれぞれ改定
		助産費 130,000 円に、葬祭費を 50,000 円にそれぞれ改定
		医療費改定 医科 2.5%、歯科 1.5%、調剤薬局 0.3%引上げ
		薬価基準の 5.1%引下げ (医療費ベース 1.6%)
		外国人登録を受け、出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格をもって在留する者で1
		年以上の在留期間を決定された外国人に、国民健康保険を適用
	5	新宿区国民健康保険運営協議会委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加える
		【政府管掌・健康保険・共済組合の各保険者代表】
	12	高額療養費一部負担限度額を 54,000 円に改定
		老人保健医療費拠出金の加入者按分率の改定
		·61 年度 44.7%、61 年度 1 月以降分 80%、62~元年度 90%、2 年度 100%
		老人保健法改正(昭和62年1月1日施行)
		・一部負担金 外 来 1か月 400円⇒ 800円
		入 院 1 日 300円⇒ 400円【2か月の期限を撤廃】
		悪質滞納者への被保険者資格証明書の発行及び給付の一時差止め等の法改正
		(昭和62年1月1日施行)
		・被保険者証の返還請求
		・被保険者資格証明書の発行
		・保険給付の全部、一部支給差止措置
62	3	新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例制定
		新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則制定
	4	保険料の賦課限度額を 370,000 円に改定
63	4	保険料の賦課限度額を 390,000 円に改定
		医療費改定 医科 3.8%、調剤薬局 1.7%引上げ (医療費) 10.00(引工) (医療費) (EEを費) (EEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをPEをP
	0	薬価基準の 10.2%引下げ (医療費ベース 2.9%)
	6	保険基盤安定制度の創設 ・保険基盤安定負担金(保険料軽減総額に公費負担割合を乗ずる)
		・ 保険基盤女だ負担金 (保険料金)(保険機能)(公賃負担制合を来する) ・ 公費負担割合 (国 1/2、都 1/4、区 1/4 ただし、昭和 63 年度・平成元年度の措置)
平	4	保険料の均等割額を 14,400 円に、賦課限度額を 400,000 円にそれぞれ改定
一成	4	医療費改定 医科 0.8%、歯科 0.32%、調剤薬局 1.5%引上げ
元		薬価基準の 2.4%引下げ (医療費ベース 0.65%)
70	5	高額療養費一部負担限度額を 57,000円(住民税非課税世帯 31,800円)に、多数該当
		33,000円(住民税非課税世帯 22,200円)に改定
2	4	保険料の賦課限度額を 420,000 円に改定
_	-	医療費改定 医科 4.0%、歯科 1.4%、調剤薬局 1.9%引上げ
		薬価基準の 9.2%引下げ (医療費ベース 2.7%)
		老人保健医療費拠出金の加入者按分率の改定 90%→ 100%
		保険基盤安定制度の法制化(法第72条の2)※公費負担割合等は変更なし
3	5	高額療養費一部負担限度額を 60,000円 (住民税非課税世帯 33,600円) に、多数該当
		34,800円(住民税非課税世帯 23,400円)に改定
	10	老人保健法改正(平成4年1月1日施行)
		・一部負担金 平成3(4.1.1以降)・4年度 外 来 1か月 900円
		入院1日600円
		平成5.6年度 外来 1か月 1,000円
		入院 1 日 700円

年	月	主な事項							
4	4	保険料の均等割額を 16,800 円に、賦課限度額を 440,000 円にそれぞれ改定							
		医療費改定 医科 5.4%、歯科 2.7%、調剤薬局 1.9%引上げ							
		薬価基準の 8.1%引下げ (医療費ベース 2.5%)							
		国庫負担金の職員給与費相当分の一般財源化							
		助産費 240,000 円に改定							
5	4	保険料の賦課限度額を 460,000 円に改定							
		保険基盤安定負担金の国庫負担金の 1/2 定率負担から定額に改定							
		(ただし、平成5・6年度の措置)							
		高額療養費一部負担限度額を 63,000 円(住民税非課税世帯 35,400 円)に、多数該当							
		37,200 円(住民税非課税世帯 24,600 円)に改定							
6	4	保険料の賦課限度額を 500,000 円に改定							
		医療費改定 医科 3.5%、歯科 2.1%、調剤 2.0%引上げ							
		薬価基準の 6.6%引下げ (医療費ベース △2.1%・実質改定率 1.2%)							
	6	保険料の所得割額の引上げ及び均等割額の引下げ							
		(住民税減税に伴う平成6年度に限る特例措置)							
		・保険料所得割額 133.7/100 に、均等割額 15,900 円にそれぞれ改定							
	10	助産費、育児手当金を統合し、出産育児一時金を創設							
		・出産育児一時金支給額 300,000 円							
		訪問看護療養費の創設							
		特別療養費の創設							
		移送費の創設							
		老人保健事業費拠出金の創設							
		療養取扱期間・国民健康保険医等の廃止							
		入院時食事療養費の創設 平成8年 平成8年							
		・自己負担額 9月まで 10月以降							
		一般 (1日につき) 600円 ⇒ 800円							
		住民税非課税世帯(1日につき)90日までの入院 450円 → 660円							
		9 0 日を超える入院 300 円 ⇒ 500 円							
		老齢福祉年金受給者 200円 ⇒ 300円							
		医療費改定 医科 1.7%、歯科 0.2%、調剤 0.1%引上げ							
7	4	保険料徴収嘱託員制度の導入(非常勤職員 14名を採用)							
		社会福祉施設入所者住所地主義の特例措置の創設							
		保険料の均等割額を 16,800 円に復し、所得割額を 119/100 に改定							
	_	老人保健法改正 ・一部負担金 外 来 1か月 1,000円 ⇒ 1,010円							
	7	結核予防法及び精神保健法の改正に伴い、結核・精神医療給付金を創設							
		保険料減額制度の拡充							
		精神保健法による精神病院への措置入院者及び結核予防法による結核診療所への命令入所者に							
		係る住所地主義の特例措置の創設							
8	4	保険料の均等割額を 19,500 円に、所得割額を 155/100 に、賦課限度額を 520,000 円にそれぞ							
		れ改定 老人保健注意工 - 如色相会 似 本 1 か日 1010 日 → 1020 日							
		老人保健法改正 ・一部負担金 外 来 1か月 1,010円 ⇒ 1,020円 入 院 1 日 700円⇒ 710円							
		へ 院 1 日 700円 → 710円 医療費改定 医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%引上げ							
		支煙 医性 3.6%、圏性 2.2%、調剤 1.3% 上() 薬価基準の 6.8% 下げ (医療費ベース 0.8%)							
		米							

年	月	主な事項									
8	6	高額療養費一部負担限度額を 63,600 円に改定 (住民税非課税世帯は据置き)									
	10	入院時食事療養費を 760円(住民税非課税世帯 650円)に改定									
9	4	保険料の均等割額を 22,500 円に、所得割額を 162/100 にそれぞれ改定									
	-	(試課限度額は据置き)									
		葬祭費を 70,000 円に改定 (ただし、平成9年度は 60,000円)									
		医療費改定 消費税引上げへの対応 0.77%、診療報酬合理化への対応 0.93%引上げ									
		薬価基準の 4.4%引上げ									
	9	健康保険法等の一部改正(平成9年9月1日施行)									
	J	外来時薬剤の一部負担金									
		・内服薬 (一日分につき) ・外用薬									
		1種類 0円 1種類 50円									
		2~3種類 30円 2種類 100円									
		4~5種類 60円 3種類以上 150円									
		6種類以上 100 円 3種類以上 150 円									
		・頓服薬 1種類ごとに 10円 老人保健									
		-/ · · · · · -									
		・一部負担金 外 来 1か月 1,020円 ⇒ 1回 500円 (1か月 4回まで)									
10		入院 1 日 710円⇒ 1,000円									
10	4	保険料の均等割額を 26,100 円に、所得割額を 187/100 に、賦課限度額を 530,000 円にそれぞ									
		れ改定									
		出産育児一時金を 350,000 円に改定									
		医療費改定 医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%引上げ									
		薬価基準の 9.7%引下げ (医療費ベース △2.8%・実質改定率△1.3%)									
		老人保健法改正 · 一部負担金 入 院 1 日 1,000円⇒1,100円									
	7	退職者に係る老人医療費拠出金について、国保が負担している額の2分の1を退職者医療制度									
		において被用者保険者が負担する制度の創設									
11	4	老人保健法改正 ・一部負担金 外 来 1回 500円 ⇒ 530円									
	_	入院 1日 1,100円⇒ 1,200円									
	7	老人薬剤一部負担金軽減〔平成 11 年度臨時特例処置〕(平成 11 年 7 月 1 日施行)									
12	4	特別区国民健康保険事業調整条例廃止									
		介護保険制度導入に伴い、介護保険分保険料の均等割額を 7,200 円に、所得割額を 20/100 に、									
		賦課限度額を 70,000 円と規定									
		国民健康保険料賦課割合(所得割・均等割)について、基礎賦課額(医療分保険料)を「64:36」									
		に、介護納付金賦課額(介護保険分保険料)を「 50:50 」と規定									
		医療分保険料の所得割額を 194/100 に改定									
		過料 20,000 円を 100,000 円に改定									
		医療費改定 医科.2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%引上げ									
		薬価 7.0%引下げ (医療費ベース △1.7%・実質改定率 0.2%)									
13	1	高額療養費一部負担金の一般世帯 63,600 円+(総医療費- 318,000 円)×1%に、上位所得									
		者世帯 121,800 円+(総医療費- 609,000 円)×1%に、同じく4回目以降の一部負担金、上									
		位所得者世帯 70,800 円に改正(その他は据置き)									
		入院時食事療養費標準負担額の一般世帯 1日当たり 780円に改正(その他は据置き)									
		海外療養費の創設									
		老人医療の一部負担金額の改定(一部負担金、定率1割)									
	4	保険料均等割額、医療分を 27,300 円に、介護分を 8,100 円に、介護保険分保険料の所得割額									
		を 22/100 に改定									

年	月	主な事項									
14	4	介護保険分保険料の均等割額を 7,800 円に、所得割額を 21/100 に改定									
		医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%、									
		薬価 6.3%引下げ(医療費ベース △1.4%・実質改定率 △2.7%)									
		レセプト縦覧点検実施									
		老人保健法対象者の一部負担金の1か月当たりの上限額の改定									
		(1)ベッド数 200 床以上の病院で受診した場合 5,300 円									
		薬を院外処方した場合は病院、薬局ごとに 2,650円を限度									
		(2)ベッド数 200 床未満の病院で受診した場合 3,200 円									
		薬を院外処方した場合は病院、薬局ごとに 1,600円を限度									
		(3)診療所で受診した場合									
		・(2)と同じ									
		・定額制の診療所 1日につき 850 円									
	6	老人医療費助成制度(マル福)適用年齢の引上げ									
		・平成14年6月30日現在で66歳以上の被保険者									
	10	医療制度改革									
		・一般被保険者・退職被扶養者等一部負担金の改定(退職者本人は従前どおり)									
		3歳未満 2割 3歳~70歳 3割(入院 2割)									
		70歳以上 1割(一定以上所得者 2割)									
		老人医療 1割(一定以上所得者 2割)月額上限・外来の診療所定額制度廃止 ・高額療養費自己負担額限度額の引上げ									
		・老人保健対象年齢の段階的(5年間かけて70歳から75歳)引上げ									
15	3	保険証個人カード化									
10	4	保険料均等割額、医療分を 29,400 円に、介護分を 9,000 円に、保険料所得割額、医療分を									
	1	204/100 (賦課割合 62/100) に、介護分を 23/100 に改定									
		医療制度改革									
		・退職被保険者等一部負担金 3歳以上70歳未満 すべて3割									
		・負担割合(3割)の統一により「特例療養費の支給」を廃止									
		・ 外来薬剤一部負担金の廃止									
		・高額療養費自己負担額限度額の見直し									
		・結核・精神医療給付金に所得制限導入。本人住民税非課税(20歳未満は世帯主非課税)									
		高額医療費共同事業3年間の時限立法									
		・保険者が連合会へ全額拠出 負担率 国・都、各 1/4 区、1/2									
	6	4月暫定賦課を廃止し、6月一回賦課実施(10か月納付)									
16	4	保険料均等割額、医療分を30,200円に、介護分を10,800円に、保険料所得割額、医療分を									
		208/100 (賦課割合 61/100) に、介護分を 28/100 に改定、介護賦課限度額を									
		80,000 円に引き上げ									
		医療費改定 薬価 4.2%引下げ (医療費ベース △1.0%・実質改定率 △1.0%)									
17	4	保険料均等割額、医療分を 32,100円に、介護分を 12,000円に、保険料所得割額、医療分は据									
		置き (賦課割合 60/100)、介護分を 32/100 に改定。									
	0	都道府県財政調整交付金の創設 被保険者証の一斉更新(カードの材質の向上)									
	9	似怀怀有皿",有天利(从一下"》则具"则山上									
	<u> </u>										

年	月	主な事項								
18	4	保険料均等割額、医療分を 33,300 円に、保険料所得割額、医療分を 182/100 (賦課割合 59/100)								
		に改定								
		税制改正(老年者控除の廃止、公的年金等控除額の縮小)による保険料の激変緩和措置								
		障害者自立支援法施行に伴う精神医療給付金制度改正								
		医療費改定 総医療費 $\triangle 3.16\%$ 、診療報酬 $\triangle 1.36\%$ (医科・歯科各 $\triangle 1.5\%$ 、調剤 $\triangle 0.6\%$) $= 3.00\%$ (医科・歯科各 $\triangle 1.00\%$ (基準) $= 3.00\%$ (基準) $= 3.00\%$ (本地)								
		薬価等△1.8%(薬価△1.6%、材料価格△0.2%) 京類医療典共同事業及式 21 年度式 23 45年 (1.45 20 天田邦)								
		高額医療費共同事業平成21年度まで継続(1件80万円超)								
	6	入院時の食事療養費を1食当たり 260 円に改定 コンビニ収納開始								
	8	公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴う自己負担限度額等の経過措置								
	10	医療制度改革								
		・70歳以上の一定以上所得者の一部負担金を3割に改定								
		・高額療養費の自己負担額を改定								
		70 歳未満								
		上位所得者 150,000 円+(医療費-500,000 円)×1%								
		上位所得者以外 80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1 %								
		人工透析を要する上位所得者の自己負担額 20,000円								
		70歳以上(老人保健対象者を除く)								
		一定以上所得者 外来 44,400 円								
		外来+入院 80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1 %								
		一般 外来 12,000円								
		外来+入院 44,400 円								
		・入院時生活療養費創設(医療型療養病床に入院する 70 歳以上)								
		自己負担額 食費 1 食当たり + 居住費 1 日当たり 一定以上所得者 460 円 + 320 円								
		一 般 460 円+320 円								
		住民税非課税世帯 210 円+320 円								
		住民税非課税世帯 130円+320円								
		(年金受給額80万円以下等)								
		住民税非課税世帯 100円+ 0円								
		(老齢福祉年金受給者)								
		・特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設								
		・保険財政共同安定化事業創設(1件30万円超)平成21年度までの時限立法								
		画像レセプト情報管理システム導入								
19	4	保険料均等割額、医療分を 35,100 円に、保険料所得割額、医療分を 124/100 (賦課割合 58/100)								
		に改定。介護分を 28/100、賦課限度額を 90,000 円に改定								
		70歳未満被保険者の入院等に係る高額療養費の現物給付化を開始								
		出産時育児一時金の受取代理制度を開始。								
		税制改正(税源委譲による住民税率の一律化、老年者控除の廃止、公的年金等控除額の縮小)に								
		よる保険料の激変緩和措置 ・ 対保険者にの、文更等(例と大法・通い表記録に亦更)								
	9	被保険者証の一斉更新(郵送方法を配達記録に変更)								

年	月	主な事項									
20	4	保険料均等割額、医療分を 28,800 円、介護分を 11,100 円に、保険料所得割額、医療分を 90/100									
		(賦課割合 61/100) に、介護分を 26/100 に改定。賦課限度額、医療分を 470,000 円、介護分									
		を 90,000 円に改定									
		後期高齢者支援分を創設、均等割額を 8,100 円に、所得割額を 27/100 に、賦課限度額を 120,000									
		円に設定 ・									
		税制改正(税源委譲による住民税率の一律化)による保険料の激変緩和措置 医療保険年金課に組織改正(旧:国保年金課)									
		・特定健診保健指導係の設置(特定健診・特定保健指導事業)									
		・高齢者医療係の設置(長寿(後期高齢者)医療制度)									
		医療制度改革									
		・後期高齢者医療制度の発足									
		・老人保健制度の廃止									
		・特定健診・特定保健指導事業の開始									
		・前期高齢者財政調整制度の開始(前期高齢者交付金・納付金の創設)									
		・退職者医療制度の廃止(ただし、平成26年度までの65歳未満の退職被保険者等については、									
		65歳に達するまでは退職被保険者等として扱う経過措置あり)									
		・高額医療・高額介護合算療養費の創設									
		・70 歳以上の自己負担割合 2 割を、1 割に凍結(平成 21 年 3 月まで) ・3 歳未満 2 割の自己負担を、義務教育就学前 2 割に変更									
	10	・3 成不価 2 割り日 二貝担を、 義務教育 配子削 2 割に変更 年金からの保険料徴収(特別徴収)開始									
21	1	出産育児一時金支給額を350,000円から380,000円に改定(産科医療保障制度)									
	-	後期高齢者医療制度移行月の自己負担限度額を 1/2 に変更									
	4	組織改正									
		・特定健診保健指導係を健康推進課健診係に、高齢者医療係を高齢者医療担当課に変更									
		保険料均等割額、医療分を 27,600円、支援金分を 9,600円に、保険料所得割額、医療分を 68/100									
		(賦課割合59/100)、支援金分を 26/100、介護分を16/100に改定。賦課限度額、介護分を100,000									
		円に改定									
	J	70歳以上の自己負担割合2割を、1割に凍結する措置を平成22年3月まで継続									
	5	滞納整理支援システム本稼働 出産育児一時金支給額を 380,000 円から 420,000 円に改定 (出産育児一時金直接支払制度開始)									
	10										
22	4	保険料均等割額、医療分を 31,200 円、支援金分を 8,700 円、介護分を 12,000 円に改定。保険									
		料所得割額、医療分を 80/100、支援金分を 23/100、介護分を 17/100 に改定。									
		賦課限度額、医療分を 500,000 円、支援金分を 130,000 円に改定 医療費改定(総医療費 0.19%)									
		診療報酬 1.55%(医科 1.74%・歯科各 2.09%、調剤 0.52%)									
		薬価等△1.36%(薬価△5.75%、材料価格△0.13%)									
		保険料に係る7割・5割・2割軽減の開始(従来の6割・4割軽減に1割上乗せ軽減の廃止)									
	6	旧被扶養者に係る減免について、2年間であったものを当分の間とした。									
		非自発的失業者に係る保険料等の軽減措置の開始									
		70歳以上の自己負担割合2割を、1割に凍結する措置を継続									
		高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の継続(平成25年度まで)									

年	月	主な事項
23	3	東日本大震災被災者等に対する保険料の減免・医療費の一部負担金等の免除の実施
	4	保険料の賦課方式を住民税方式から旧ただし書方式に変更
		保険料均等割額、介護分を 13,200 円に改定。
		保険料所得割額、医療分を 6.13/100、支援金分を 1.96/100、介護分を 1.28/100 に改定
		賦課限度額、医療分を 510,000 円、支援金分を 140,000 円、介護分を 120,000 円に改定
		保険料賦課方式変更に伴う、経過措置の実施(平成24年度まで)
		70歳以上の自己負担割合2割を、1割に凍結する措置を継続
		出産育児一時金の受取代理制度再開
		保険料還付方法を口座振込に変更
	6	モバイルレジ収納開始
	9	被保険者証の一斉更新(様式変更・臓器提供意思表示欄を設ける)
	10	国保料催告センター開設
24	4	保険料均等割額、医療分を 30,000 円、支援金分を 10,200 円、介護分を 14,100 円に改定。保
		険料所得割額、医療分を 6.28/100、支援金分を 2.23/100、介護分を 1.49/100 に改定
		医療費改定(総医療費 0.004%)
		診療報酬 1.38%(医科 1.55%・歯科各 1.70%、調剤 0.46%)
		薬価等△1.38%(薬価△1.26%、材料価格△0.12%)
		外来診療における高額療養費の現物給付化
		70歳以上の自己負担割合2割を、1割に凍結する措置を継続
		療養給付費等負担金等(定率国庫負担)を34%から32%に変更。これに伴い、都財政調整交付
		金を医療給付費等の7%から9%に引上げ
	7	住民基本台帳法改正に伴う外国人の被保険者資格要件の変更
	9	東日本大震災被災者等に対する保険料の減免・医療費の一部負担金等の免除制度の終了
		(東京電力福島原発の事故に伴う警戒区域等の被災者のみ 10 月以降も制度継続)
25	4	保険料均等割額、医療分を 30,600 円、支援金分を 10,800 円、介護分を 15,000 円に改定。保
		険料所得割額、医療分を 6.02/100、支援金分を 2.34/100、介護分を 1.64/100 に改定
		保険料賦課方式変更に伴う新たな経過措置を実施(平成26年度までの2年間)
		70歳以上の自己負担割合2割を、1割に凍結する措置を継続
		保険料軽減判定に用いる「特定同一世帯所属者」の適用期間5年間が恒久化
		新宿区特定健康診査等実施計画(第二期)の策定
26	4	保険料均等割額、医療分を 32,400 円、支援金分は 10,800 円に据置き、介護分を 15,300 円に改
		定。保険料所得割額、医療分を 6.30/100、支援金分を 2.17/100、介護分を 1.55/100 に改定。
		賦課限度額、支援金分を160,000円に、介護分を140,000円に改定。
		保険料均等割額の減額武課対象世帯の拡大(5割軽減・2割軽減の判定基準見直し)
		診療報酬改定△1.26% (消費税率引き上げ分を除いた実質改定との差引割合)
		診療報酬 0.73%(医科 0.82%・歯科 0.99%、調剤 0.22%)
		薬価等△0.63%(薬価△0.58%、材料価格△0.05%)
		70歳以上の自己負担割合を1割に凍結する措置の見直し
	_	夏季保養施設の運営方法を見直し(施設借上げ方式から利用補助方式へ変更)
	7	ジェネリック医薬品差額通知を開始

年	月	主な事項
27	1 4	高額療養費自己負担限度額の見直し(所得に応じた区分の細分化) 保険料均等割額、医療分を33,900円、介護分を14,700円に改定。保険料所得割額、医療分を6.45/100、支援金分を1.98/100、介護分を1.40/100に改定。賦課限度額、医療分を520,000円に、支援金分を170,000円に、介護分を160,000円に改定。 保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)。
		財政基盤強化策(保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業)の恒久化 保険料の軽減措置の対象となる被保険者数に応じた保険者への財政支援拡充 糖尿病重症化予防事業開始 保険財政共同安定化事業対象医療費の拡大(30万円超80万円以下の医療費から1円以上すべ
28	1	ての医療費へ) 国民健康保険運営協議会委員の任期が、平成30年4月1日以降の新規・再任から、2年から3
		年に変更
		個人番号制度の導入。届書及び申請書の義務的記載事項として個人番号(マイナンバー)を追加。
	4	保険料均等割額、医療分を35,400円に改定、支援金分は10,800円、介護分は14,700円に据置
		き。保険料所得割額、医療分を 6.86/100、支援金分を 2.02/100、介護分を 1.43/100 に改定。賦 課限度額、医療分を 540,000 円に、支援金分を 190,000 円に改定。
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)。
		入院時食事療養費等の見直し(1 食当たり 360 円に改定) 診療報酬改定△1.03% 診療報酬 0.49%(医科 0.56%・歯科各 0.61%、調剤 0.17%)
		含む)、材料価格△0.11%】
		患者申出療養の創設 紹介状なしの大病院受診時における定額負担の導入
	11	国保データベース(KDB)システム利用開始
29	4	保険料均等割額、医療分 38,400 円、支援金分 11,100 円、介護分 15,600 円に改定
		保険料所得割額、医療分 7.47/100、支援金分 1.96/100、介護分 1.46/100 に改定 保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)
	8	高額療養費自己負担限度額の見直し(8月診療分から)
		70歳以上一般:外来12,000円→14,000円、外来+入院44,400円→57,600円に改定
30	3 4	新宿区データヘルス計画及び新宿区特定健康診査等実施計画(第三期)の策定 制度改正
	4	東京都も国保保険者となり、財政運営の責任主体となる。
		東京都への事業費納付金の納付、東京都からの保険給付費等交付金の交付、
		東京都が標準保険料率を公表、都内転出での高額療養費上限額支払回数の通算 制度改正に伴う保険料の急激な上昇を抑制するため、国が平成30年度から6年間、激変緩和
		措置を行うことを決定。初年度は東京都全体で約57.43億円の一般財源を投入。
		特別区独自の激変緩和措置として、激変緩和割合を94%に設定し、特別区全体で約193億円
		の一般財源を投入 保険料均等割額、医療分 39,000 円、支援金分 12,000 円に改定、介護分は 15,600 円に据置
		保険料所得割額、医療分 7.32/100、支援金分 2.22/100、介護分 1.65/100 に改定
		賦課限度額、医療分を 580,000 円に改定
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分) 診療報酬改定 入院時食事療養費等の見直し(1食当たり460円に改定)
		高額療養費自己負担限度額の見直し(8月診療分から所得に応じた区分の細分化)
	8	70歳以上一般:外来14,000円→18,000円(年間144,000円上限)に改定

年	月	主な事項									
31	2	市町村事務処理標準システム本稼働。同システムの稼働により、滞納整理支援システムの運用									
		廃止									
	4	平成30年度の制度改正に伴う保険料の激変緩和措置として、東京都全体で約48.94億円の一般									
		財源を投入									
		特別区独自の激変緩和措置として、激変緩和割合を95%に設定し、特別区全体で約155億円の									
		一般財源を投入									
		保険料均等割額、医療分 39,900 円、支援金分 12,300 円に改定、介護分 15,600 円に据置 保険料所得割額、医療分 7.25/100、支援金分 2.24/100、介護分 1.66/100 に改定									
		残薬調整バッグ事業開始									
		糖尿病性腎症等重症化予防事業開始									
令	4	平成30年度の制度改正に伴う保険料の激変緩和措置として、東京都全体で約28.61億円の一般									
和		財源を投入									
2		特別区独自の激変緩和措置として、激変緩和割合を 96%に設定し、特別区全体で約 121 億円の									
		一般財源を投入									
		保険料均等割額、医療分39,900円、介護分15,600円に据置、支援金分12,900円に改定									
		保険料所得割額、医療分 7.14/100、支援金分 2.29/100、介護分 1.96/100 に改定									
		賦課限度額、医療分を 630,000 円、介護分を 170,000 円に改定									
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)									
		受診行動適正化指導事業開始、生活習慣病中断者への受診勧奨事業開始									
		診療報酬改定 $\triangle 0.46\%$ 診療報酬 0.55% (医科 0.53% ・歯科 0.59% 、調剤 0.16%)									
		薬価等 $\triangle 1.01\%$ 【薬価 $\triangle 0.99\%$ (実勢価等改定 $\triangle 0.43\%$ 、市場拡大再算定分 $\triangle 0.01\%$ を含む)、									
		楽価寺 $\triangle 1.01\%$ 【楽価 $\triangle 0.99\%$ (美勢価等改定 $\triangle 0.43\%$ 、巾場拡大再昇走分 $\triangle 0.01\%$ を含む)、 材料価格 $\triangle 0.02\%$ (実勢価等改定 $\triangle 0.01\%$ を含む)】									
		クレジットカードによる収納開始									
	5	ペイジー(Pay-easy)による収納開始									
		QR トランスレーターの導入									
		傷病手当金の創設(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により時限的に実施)									
3	2	新宿区国民健康保険事務センター業務委託開始									
	4	平成30年度の制度改正に伴う保険料の激変緩和措置として、東京都全体で約19.61億円の一般									
		財源を投入									
		特別区独自の激変緩和措置として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、激変緩和割るためのパスセスを選択して、									
		合を96%に据え置いたうえで、特別区全体で約117億円の一般財源を投入									
		保険料均等割額、医療分 38,800 円、支援金分 13,200 円、介護分 17,000 円に改定 保険料所得割額、医療分 7.13/100、支援金分 2.41/100、介護分 2.05/100 に改定									
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(各軽減対象分)									
		オンライン資格確認の本格実施									
	10	マイナンバーカードの国民健康保険被保険者証としての利用開始									

年	月	主な事項									
4	3	新宿区国民健康保険データヘルス計画中間評価の実施									
	4	平成 30 年度の制度改正に伴う保険料の激変緩和措置として、東京都全体で約 16.93 億円の一般									
		財源を投入									
		特別区独自の激変緩和措置等として、激変緩和割合を 97.3%に設定し、約 188 億円(激変緩和									
		措置分:約82億円、新型コロナ等の影響による単年度の負担抑制分:約106億円)の一般財源									
		を投入									
		保険料均等割額、医療分42,100円、介護分16,600円に改定、支援金分13,200円に据置									
		保険料所得割額、医療分 7.16/100、支援金分 2.28/100、介護分 2.04/100 に改定									
		賦課限度額、医療分 650,000 円、支援金分 200,000 円に改定、介護分 170,000 円に据置									
		未就学児に係る均等割保険料の減額の適用開始(令和4年度保険料から適用)									
		診療報酬改定△0.94%									
		診療報酬 0.43%(医科 0.26%・歯科 0.29%、調剤 0.08%)									
		薬価等△1.37% 【薬価△1.35% (実勢価等改定△1.44%、不妊治療の保険適用のための特例的									
	_	な対応 0.09%)、材料価格△0.02%】									
	5	ペイジーロ座振替受付サービス導入(取扱銀行:みずほ、三菱 UFJ、三井住友、りそな銀行)									
	6	コード決済による収納開始									
		国民健康保険制度周知用冊子「あなたのくらしと国保」について、幅広い世代や外国籍の被保険 者により正確な制度周知を行うことを目的に、次のとおり事業変更を行った。									
		-									
		・冊子サイズを「ポケットサイズ判」から「A4判」へ拡大、制度の事前周知のため保険料当初 通知より前に発送、日本語と英語の併記・QR コードの掲載による新宿区ホームページ「あな									
		たのくらしと国保電子版」での多言語対応を実施									
	7	ペイジーロ座振替受付サービスの取扱銀行にゆうちょ銀行を追加									
5	2	国民健康保険の資格喪失(脱退)手続きの電子申請開始(東京電子自治体共同運営電子申請サー									
		ビスの利用による)									
	4	平成30年度の制度改正に伴う保険料の激変緩和措置として、東京都全体で約22.73億円の一般									
		財源を投入									
		特別区独自の激変緩和措置等として、物価高騰やコロナ禍における社会情勢を鑑み、激変緩和									
		割合を 97.3%に据え置いたうえで、特別区全体で約 244 億円(激変緩和措置 : 約 87 億円、新型									
		コロナ等の影響による単年度の負担抑制:約157億円)の一般財源を投入									
		出産育児一時金の支給額を 500,000 円に改定									
		保険料均等割額、医療分45,000円、支援金分15,100円、介護分16,200円に改定									
		保険料所得割額、医療分 7.17/100、支援金分 2.42/100、介護分 1.75/100 に改定									
		賦課限度額、支援金分 220,000 円に改定、医療分 650,000 円、介護分 170,000 円に据置									
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)									

年	月	主な事項
6	1	出産した被保険者または出産予定の被保険者に係る国民健康保険料の免除制度開始
	3	新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画の策定
	4	保険料率等の改定にあたって、平成30年度から6年間設けられていた国や東京都による激変緩
		和措置期間は計画通り令和5年度で終了したが、特別区独自の激変緩和措置は、令和3年度と
		5 年度に激変緩和割合を据え置いたため、令和 7 年度まで 2 年間の延長が決定。当年度は特別
		区独自の激変緩和措置等として、激変緩和割合を 98%に設定し、特別区全体で約 168 億円(激
		変緩和措置分:約65億円、新型コロナ等の影響による単年度の負担抑制分:約103億円)の一
		般財源を投入
		保険料均等割額、医療分49,100円、支援金分16,500円、介護分16,500円に改定
		保険料所得割額、医療分 8.69/100、支援金分 2.80/100、介護分 2.16/100 に改定
		賦課限度額、支援金分 240,000 円に改定、医療分 650,000 円、介護分 170,000 円に据置
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)
		診療報酬改定 $\triangle 0.12\%$
		診療報酬 0.88%(医科 0.52%・歯科 0.57%、調剤 0.16%)
		薬価等 $\triangle 1.00\%$ 【薬価 $\triangle 0.97\%$ 、材料価格 $\triangle 0.02\%$ 】
	6	入院時食事療養費等の見直し(1食当たり490円に改定)
	12	退職者医療制度の経過措置の終了
		紙の保険証の交付を終了し、資格確認書の交付を開始
7	1	市町村事務処理標準システムの標準準拠版へのバージョンアップ及びガバメントクラウドへの
		移設 With the material and a second a second and a second
		滞納整理支援システムの導入
	2	新宿区納付案内センターの開設
	3	国民健康保険の資格取得(加入)の電子申請開始及び資格喪失(脱退)手続きの電子申請方法の
		変更(東京電子自治体共同運営電子申請サービスから Logo フォームへ)
	4	保険料率等の改定にあたって、特別区独自の激変緩和措置として、激変緩和割合を 99%に設定し、特別区全体で約 31 億円の一般財源を投入
		に、特別区主体で約31億円の一般的源を投入 保険料均等割額、医療分47,300円、支援金分16,800円、介護分16,600円に改定
		保険料所得割額、医療分 7.71/100、支援金分 2.69/100、介護分 2.25/100 に改定 保険料所得割額、医療分 7.71/100、支援金分 2.69/100、介護分 2.25/100 に改定
		試課限度額、医療分 660,000 円、支援金分 260,000 円に改定、介護分 170,000 円に据置
		保険料均等割軽減判定所得の見直し(5割・2割軽減対象分)
		入院時食事療養費等の見直し(1食当たり510円に改定)
		組織改正により、総務部滞納対策課を設置し、医療保険年金課納付推進係の業務を移管

附 表 国民健康保険の数値で見る変遷 (昭和34年度から令和6年度まで)

No. 1

	世帯数	被保険者	保険料調定額	保険料収納額	費用額	職員数
	(世帯)	(人)	(円)	(円)	(円)	(人)
昭和34年度	38, 810	94, 121	33, 661, 866	32, 296, 726	88, 300, 039	66
昭和35年度	41, 087	98, 491	107, 512, 479	101, 335, 002	419, 059, 227	70
昭和36年度	41, 931	100, 594	118, 107, 891	108, 898, 727	553, 200, 889	70
昭和37年度	43, 301	102, 549	135, 675, 930	122, 672, 580	650, 526, 970	68
昭和38年度	44, 454	103, 307	159, 889, 538	143, 962, 357	754, 551, 091	70
昭和39年度	44, 331	102, 577	204, 913, 006	182, 435, 883	909, 135, 550	71
昭和40年度	46, 167	105, 397	256, 768, 381	226, 393, 893	1, 084, 239, 251	70
昭和41年度	47, 988	108, 203	311, 409, 026	268, 323, 845	1, 241, 634, 380	71
昭和42年度	50, 406	111, 744	358, 688, 308	306, 817, 869	1, 467, 512, 037	72
昭和43年度	52, 900	115, 255	398, 484, 760	335, 578, 366	1, 770, 572, 126	77
昭和44年度	55, 251	118, 927	436, 954, 656	356, 574, 954	2, 044, 210, 298	82
昭和45年度	57, 642	122, 039	480, 056, 415	383, 654, 197	2, 467, 004, 610	76
昭和46年度	58, 623	123, 418	556, 362, 077	467, 143, 577	2, 775, 187, 135	77
昭和47年度	59, 040	123, 328	632, 034, 351	536, 040, 751	3, 436, 243, 846	76
昭和48年度	59, 889	124, 460	745, 712, 503	633, 264, 031	3, 908, 329, 360	79
昭和49年度	60, 040	124, 343	896, 682, 654	754, 316, 062	5, 367, 293, 487	78
昭和50年度	61, 184	125, 957	1, 146, 914, 045	983, 063, 816	6, 471, 474, 245	80
昭和51年度	61, 445	125, 252	1, 601, 410, 699	1, 357, 881, 150	7, 814, 541, 112	79
昭和52年度	60, 953	123, 442	1, 816, 499, 015	1, 588, 492, 314	8, 901, 634, 168	72
昭和53年度	61, 624	123, 066	2, 390, 921, 834	2, 112, 089, 058	10, 627, 874, 499	67
昭和54年度	62, 257	122, 877	2, 640, 252, 534	2, 340, 500, 602	11, 845, 869, 233	63
昭和55年度	63, 387	122, 969	3, 306, 834, 694	2, 886, 025, 031	12, 806, 503, 876	62
昭和56年度	64, 235	122, 533	3, 927, 166, 382	3, 344, 904, 274	13, 594, 916, 051	62
昭和57年度	65, 859	123, 347	4, 480, 456, 584	3, 718, 856, 393	14, 531, 331, 070	62
昭和58年度	66, 911	123, 536	4, 794, 725, 511	3, 797, 984, 920	15, 837, 722, 221	62
昭和59年度	67, 994	124, 036	5, 033, 504, 117	3, 944, 973, 035	16, 982, 264, 343	62
昭和60年度	70, 209	125, 564	5, 524, 244, 162	4, 342, 541, 354	18, 395, 533, 413	62

No.2

						NO.2
	世帯数	被保険者	保険料調定	保険料収納	費用額	職員数
	(世帯)	(人)	(円)	(円)	(円)	(人)
昭和61年度	70, 086	124, 108	6, 288, 551, 116	5, 102, 950, 029	20, 473, 346, 539	62
昭和62年度	69, 891	122, 003	6, 552, 669, 501	5, 303, 455, 273	21, 856, 120, 988	62
昭和63年度	68, 205	117, 584	6, 676, 443, 278	5, 384, 947, 361	22, 230, 832, 920	62
平成元年度	67, 279	113, 838	6, 650, 742, 902	5, 398, 700, 489	22, 852, 006, 476	62
平成2年度	65, 084	109, 918	6, 831, 494, 072	5, 600, 136, 021	23, 478, 809, 814	62
平成3年度	63, 481	106, 081	6, 810, 834, 947	5, 560, 464, 004	24, 265, 260, 695	61
平成4年度	62, 967	104, 099	7, 089, 907, 893	5, 723, 852, 721	25, 529, 181, 056	60
平成5年度	63, 232	103, 656	7, 148, 190, 908	5, 599, 962, 358	26, 276, 781, 807	58
平成6年度	64, 617	105, 002	7, 274, 224, 198	5, 600, 076, 090	28, 117, 125, 484	60
平成7年度	65, 509	105, 885	7, 070, 777, 915	5, 401, 465, 636	29, 606, 477, 032	51
平成8年度	67, 069	107, 160	8, 193, 176, 735	6, 313, 202, 507	32, 575, 474, 183	51
平成9年度	68, 637	108, 505	9, 448, 124, 881	7, 129, 268, 991	32, 841, 157, 035	49
平成10年度	70, 146	110, 279	9, 924, 006, 420	7, 158, 028, 029	34, 444, 800, 177	50
平成11年度	72, 087	112, 548	10, 555, 586, 473	7, 461, 672, 747	37, 285, 199, 031	50
平成12年度	73, 606	114, 036	11, 345, 287, 689	7, 970, 875, 217	37, 637, 904, 310	51
平成13年度	76, 223	116, 751	11, 794, 180, 980	8, 265, 578, 601	38, 837, 217, 539	52
平成14年度	78, 788	119, 734	12, 082, 830, 232	8, 454, 223, 258	36, 875, 092, 549	52
平成15年度	81, 325	122, 501	12, 828, 823, 816	8, 767, 768, 415	39, 726, 511, 287	51
平成16年度	82, 639	123, 709	13, 378, 888, 932	9, 034, 633, 142	40, 650, 686, 475	51
平成17年度	84, 150	124, 446	13, 992, 120, 430	9, 454, 339, 446	43, 727, 124, 223	51
平成18年度	84, 893	124, 324	14, 315, 923, 400	9, 703, 172, 534	41, 930, 879, 941	51
平成19年度	85, 269	123, 827	14, 644, 949, 482	9, 908, 190, 992	42, 220, 406, 328	54
平成20年度	72, 633	102, 291	13, 156, 891, 419	8, 295, 359, 311	23, 805, 863, 904	59
平成21年度	74, 895	104, 214	13, 257, 162, 498	8, 294, 013, 366	24, 358, 105, 991	56
平成22年度	75, 751	104, 956	13, 489, 594, 981	8, 436, 702, 846	25, 043, 044, 861	56
平成23年度	74, 860	103, 508	13, 530, 003, 311	8, 816, 421, 168	25, 680, 837, 936	55
平成24年度	75, 908	104, 028	13, 295, 744, 827	8, 977, 538, 340	26, 331, 584, 205	57

No.3

						/VO.3
	世帯数	被保険者	保険料調定	保険料収納	費用額	職員数
	(世帯)	(人)	(円)	(円)	(円)	(人)
平成25年度	77, 884	105, 204	13, 471, 917, 206	9, 298, 620, 438	26, 950, 996, 049	57
平成26年度	79, 023	105, 280	13, 815, 646, 127	9, 614, 888, 137	26, 933, 345, 263	55
平成27年度	79, 367	103, 782	13, 604, 191, 274	9, 480, 139, 286	27, 209, 653, 646	59
平成28年度	78, 700	101, 429	13, 824, 183, 535	9, 407, 200, 043	26, 720, 224, 345	56
平成29年度	76, 982	98, 236	14, 349, 306, 176	9, 594, 195, 965	26, 004, 605, 373	59
平成30年度	75, 843	95, 795	14, 733, 431, 336	9, 730, 374, 393	25, 808, 386, 037	55
令和元年度	72, 578	91, 097	14, 897, 330, 181	9, 728, 816, 317	25, 670, 523, 346	55
令和2年度	70, 360	88, 031	14, 066, 987, 854	9, 095, 175, 606	23, 835, 541, 868	58
令和3年度	67, 509	84, 112	13, 816, 959, 442	9, 521, 501, 043	25, 915, 325, 302	51
令和4年度	70, 052	85, 200	13, 838, 023, 923	9, 779, 351, 443	26, 025, 619, 566	48
令和5年度	71, 247	85, 162	13, 489, 270, 015	9, 535, 247, 803	25, 778, 057, 842	53
令和6年度	72, 244	85, 265	14, 596, 631, 725	10, 668, 603, 560	24, 711, 467, 943	55

新宿区の国民健康保険制度の導入が昭和34年12月のため、昭和34年度の保険料等の数値は、4か月分のものである。

平成19年度までの総医療費には、昭和58年2月施行の老人保健法に該当する国民健康保 険加入者の医療費を含む。

平成14年度の総医療費は、会計年度所属区分の変更があったため、療養給付費については、11か月分の集計である(老人保健対象医療費は12か月分)。

備考

平成14年4月から、国民年金課との統合により、国民健康保険事務と国民年金事務を行うこととなった。そのため、平成14年度以降の職員数は年度末時点の国民健康保険事務担当者のみを掲載した。

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が施行され、75歳以上の被保険者は同制度に移行した。

平成30年4月から、東京都が財政運営の責任主体として保険者に加わった。区市町村は東京都に事業費納付金を納め、これを財源に保険給付に必要な費用については東京都から全額、交付金として交付されることとなった。

国民健康保険事業概要

刊行物作成番号

 $2\ 0\ 2\ 5-6-3\ 2\ 0\ 8$

令和7年度 令和7年 9月 発行 編集・発行

> 新宿区健康部医療保険年金課 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話(03)3209-1111